老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究

別添資料１_老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査結果　一式

No	付属資料名	シート名
01	老人居宅生活支援事業と老人福祉施設の申請届出一覧	01_老人福祉法法令整理
02	老人福祉法と介護保険法上の届出項目の比較	02_届出項目の比較
03	老人福祉法と介護保険法の施行規則上の記載の比較と一致の根拠	03_届出項目比較と一致の根拠
04	法令上で定められている申請届出事項の比較結果	04_届出項目比較の集計
05	法令上申請届出が必要となる事項の整理	05_申請届出事項の整理
06	申請届出様式の各都道府県の整理状況①新規	06_都道府県別様式種類比較_新規
07	申請届出様式の各都道府県の整理状況②変更	07_都道府県別様式種類比較_変更
08	申請届出様式の各都道府県の整理状況③休廃止	08_都道府県別様式種類比較_休廃止
09	都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業	09_都道府県別届出項目_新規 (1)
10	都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）	10_都道府県別届出項目_新規 (2)
11	都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設②（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	11_都道府県別届出項目_新規 (3)
12	都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設③（有料老人ホーム）	12_都道府県別届出項目_新規 (4)
13	都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設④（軽費老人ホーム）	13_都道府県別届出項目_新規 (5)
14	都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設⑤（老人福祉センター）	14_都道府県別届出項目_新規 (6)
15	都道府県別届出項目_変更_老人居宅生活支援事業、老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター）	15_都道府県別届出項目_変更 (1)
16	都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設②（有料老人ホーム、軽費老人ホーム）	16_都道府県別届出項目_変更 (2)
17	都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設③（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	17_都道府県別届出項目_変更 (3)
18	都道府県別届出項目_休廃止	18_都道府県別届出項目_休廃止 (1)

事業			老人居宅生活支援事業						老人福祉施設											
			老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	複合型サービス福祉事業	全体	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		軽費老人ホーム		老人福祉センター	老人介護支援センター	有料老人ホーム
根拠となる法律	老人福祉法		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
	社会福祉法															○	○	○		
設置主体	国及び都道府県以外の者		○	○	○	○	○	○		○	○					○		○	○	
	都道府県								○											
	市町村及び地方独立行政法人											○		○						
	社会福祉法人												○		○		○			
	全体（取り決め無し）																			○
届出有無	新規	(事業)開始の届出	○	○	○	○	○	○												
		設置の届出								●	●	●		●		◎		◎	●	●
		認可											△		△		◉			
	変更		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		○		○		○	○	○
	休廃止		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		○		○		○	○	○
	入所定員の減少又は増加		–	–	–	–	–	–	×	–	–	○		○		–		–	–	–
介護保険法上のサービス種類			訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	—	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—（※）		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設		—（※）		—	—	—（※）

※法律上では明記されていないが、実質的には（地域密着型）特定施設入居者生活介護と一緒に設置される場合が多い

老人福祉法と介護保険法上の届出項目の比較

サービス種類			種別		老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	介護保険法施行規則条文																				介護保険法施行規則上の記載
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法			訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																					※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第百十四条第一項 第二号	第百三十一条の二の二第一項 第二号	第百三十一条の三第一項 第二号	第百四十条の六十三の五第一項 第二号																	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第百十四条第一項 第四号	第百三十一条の二の二第一項 第四号	第百三十一条の三第一項 第四号	第百四十条の六十三の五第一項 第四号																	申請者の登記事項証明書又は条例等
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第百十四条第一項 第七号	第百三十一条の二の二第一項 第七号	第百三十一条の三第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号																	運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名		第百三十一条の二の二第一項 第六号	第百三十一条の三第一項 第六号	第百四十条の六十三の五第一項 第七号																	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
							第百十四条第一項 第六号																				事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第百十四条第一項 第七号	第百三十一条の二の二第一項 第七号	第百三十一条の三第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号																	運営規程（五　通常の事業の実施地域）
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第百十四条第一項 第三号	第百三十一条の二の二第一項 第三号	第百三十一条の三第一項 第三号	第百四十条の六十三の五第一項 第三号																	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
							第百十四条第一項 第一号	第百三十一条の二の二第一項 第一号	第百三十一条の三第一項 第一号	第百四十条の六十三の五第一項 第一号																	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
							第百十四条第一項 第五号																				事業所の平面図
								第百三十一条の二の二第一項 第五号	第百三十一条の三第一項 第五号																		事業所の平面図及び設備の概要
										第百四十条の六十三の五第一項 第五号																	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
							第百十四条第一項 第五号の二			第百四十条の六十三の五第一項 第六号																	利用者の推定数
							第百十四条第一項 第八号	第百三十一条の二の二第一項 第八号	第百三十一条の三第一項 第八号	第百四十条の六十三の五第一項 第九号																	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
							第百十四条第一項 第七号	第百三十一条の二の二第一項 第七号	第百三十一条の三第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号																	運営規程
							第百十四条第一項 第九号	第百三十一条の二の二第一項 第九号	第百三十一条の三第一項 第九号	第百四十条の六十三の五第一項 第十号																	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
							第百十四条第一項 第十号	第百三十一条の二の二第一項 第十号	第百三十一条の三第一項 第十号	第百四十条の六十三の五第一項 第十一号																	法第七十条第二項各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）
							第百十四条第一項 第十一号	第百三十一条の二の二第一項 第十一号	第百三十一条の三第一項 第十一号	第百四十条の六十三の五第一項 第十二号																	その他指定に関し必要と認める事項
老人デイサービス事業		通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																					※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					第百十九条第一項 第二号	第百三十一条の三の二第一項 第二号	第百三十一条の四第一項 第二号	第百四十条の二十四第一項 第二号	第百四十条の六十三の五第一項 第二号												申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例					第百十九条第一項 第四号	第百三十一条の三の二第一項 第四号	第百三十一条の四第一項 第四号	第百四十条の二十四第一項 第四号	第百四十条の六十三の五第一項 第四号												申請者の登記事項証明書又は条例等
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容					第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号												運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名					第百十九条第一項 第六号	第百三十一条の三の二第一項 第六号			第百四十条の六十三の五第一項 第七号												事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
													第百三十一条の四第一項 第六号	第百四十条の二十四第一項 第六号													事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号												運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）					第百十九条第一項 第一号	第百三十一条の三の二第一項 第一号	第百三十一条の四第一項 第一号	第百四十条の二十四第一項 第一号	第百四十条の六十三の五第一項 第一号																事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
															第百四十条の六十三の五第一項 第六号													利用者の推定数
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日					第百十九条第一項 第三号	第百三十一条の三の二第一項 第三号	第百三十一条の四第一項 第三号	第百四十条の二十四第一項 第三号	第百四十条の六十三の五第一項 第三号													当該申請に係る事業の開始の予定年月日
											第百十九条第一項 第五号	第百三十一条の三の二第一項 第五号	第百三十一条の四第一項 第五号	第百四十条の二十四第一項 第五号													事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
															第百四十条の六十三の五第一項 第五号													建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
											第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号												運営規程
											第百十九条第一項 第八号	第百三十一条の三の二第一項 第八号	第百三十一条の四第一項 第八号	第百四十条の二十四第一項 第八号	第百四十条の六十三の五第一項 第九号												利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
											第百十九条第一項 第九号	第百三十一条の三の二第一項 第九号	第百三十一条の四第一項 第九号	第百四十条の二十四第一項 第九号	第百四十条の六十三の五第一項 第十号												当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
											第百十九条第一項 第十号	第百三十一条の三の二第一項 第十号	第百三十一条の四第一項 第十号	第百四十条の二十四第一項 第十号	第百四十条の六十三の五第一項 第十一号												誓約書
											第百十九条第一項 第十一号	第百三十一条の三の二第一項 第十一号	第百三十一条の四第一項 第十一号	第百四十条の二十四第一項 第十一号	第百四十条の六十三の五第一項 第十二号												その他指定に関し必要と認める事項

老人福祉法と介護保険法上の届出項目の比較

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
					○	○				
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○				
						○		1	1	1
					■	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																						
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
老人居宅生活支援事業	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	事業開始の届出		第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																							※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）										第百二十一条第一項 第二号	第百四十条の十第一項 第二号											申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例										第百二十一条第一項 第四号	第百四十条の十第一項 第四号											申請者の登記事項証明書又は条例等
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容										第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名										第百二十一条第一項 第八号	第百四十条の十第一項 第八号											事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）										第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程（五　通常の送迎の実施地域）
					第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）										第百二十一条第一項 第一号	第百四十条の十第一項 第一号											事業所の名称及び所在地
																第百二十一条第一項 第七号	第百四十条の十第一項 第七号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日										第百二十一条第一項 第三号	第百四十条の十第一項 第三号											当該申請に係る事業の開始の予定年月日
																第百二十一条第一項 第五号	第百四十条の十第一項 第五号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨
																第百二十一条第一項 第六号	第百四十条の十第一項 第六号											建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
																第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程
																第百二十一条第一項 第十号	第百四十条の十第一項 第十号											利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																第百二十一条第一項 第十一号	第百四十条の十第一項 第十一号											当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
																第百二十一条第一項 第十二号												指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																	第百四十条の十第一項 第十二号											指定介護予防サービス等基準第百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																第百二十一条第一項 第十三号	第百四十条の十第一項 第十三号											誓約書
																第百二十一条第一項 第十四号	第百四十条の十第一項 第十四号											その他指定に関し必要と認める事項
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																							※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）												第百三十一条の五第一項 第二号	第百四十条の二十五第一項 第二号										申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例												第百三十一条の五第一項 第四号	第百四十条の二十五第一項 第四号										申請者の登記事項証明書又は条例等
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容												第百三十一条の五第一項 第八号	第百四十条の二十五第一項 第八号										運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名												第百三十一条の五第一項 第七号	第百四十条の二十五第一項 第七号										事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）												第百三十一条の五第一項 第八号	第百四十条の二十五第一項 第八号										運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）												第百三十一条の五第一項 第一号	第百四十条の二十五第一項 第一号										事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
																		第百三十一条の五第一項 第六号	第百四十条の二十五第一項 第六号										利用者の推定数
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日												第百三十一条の五第一項 第三号	第百四十条の二十五第一項 第三号										当該申請に係る事業の開始の予定年月日
																		第百三十一条の五第一項 第五号	第百四十条の二十五第一項 第五号										建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																		第百三十一条の五第一項 第八号	第百四十条の二十五第一項 第八号										運営規程
																		第百三十一条の五第一項 第九号	第百四十条の二十五第一項 第九号										利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																		第百三十一条の五第一項 第十号	第百四十条の二十五第一項 第十号										当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
																		第百三十一条の五第一項 第十一号											指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																			第百四十条の二十五第一項 第十一号										指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																		第百三十一条の五第一項 第十二号											指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																			第百四十条の二十五第一項 第十二号										指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																		第百三十一条の五第一項 第十三号	第百四十条の二十五第一項 第十三号										誓約書
																		第百三十一条の五第一項 第十四号	第百四十条の二十五第一項 第十四号										介護支援専門員の氏名及びその登録番号
																		第百三十一条の五第一項 第十五号	第百四十条の二十五第一項 第十五号										その他指定に関し必要と認める事項

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人居宅生活支援事業	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	事業開始の届出		○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
					■	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
					■	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																					
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																						※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）														第百三十一条の六第一項 第二号	第百四十条の二十六第一項 第二号							申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例														第百三十一条の六第一項 第四号	第百四十条の二十六第一項 第四号							申請者の登記事項証明書又は条例等
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容														第百三十一条の六第一項 第八号	第百四十条の二十六第一項 第八号							運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名														第百三十一条の六第一項 第七号	第百四十条の二十六第一項 第七号							事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																						
					第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）													第百三十一条の六第一項 第一号	第百四十条の二十六第一項 第一号							事業所の名称及び所在地
																				第百三十一条の六第一項 第六号	第百四十条の二十六第一項 第六号							利用者の推定数
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日														第百三十一条の六第一項 第三号	第百四十条の二十六第一項 第三号							当該申請に係る事業の開始の予定年月日
																				第百三十一条の六第一項 第五号	第百四十条の二十六第一項 第五号							建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																				第百三十一条の六第一項 第八号	第百四十条の二十六第一項 第八号							運営規程
																				第百三十一条の六第一項 第九号	第百四十条の二十六第一項 第九号							利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																				第百三十一条の六第一項 第十号	第百四十条の二十六第一項 第十号							当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
																				第百三十一条の六第一項 第十一号								指定地域密着型サービス基準第百五条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																					第百四十条の二十六第一項 第十一号							指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																				第百三十一条の六第一項 第十二号								指定地域密着型サービス基準第百五条第八項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																					第百四十条の二十六第一項 第十二号							指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第八項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																				第百三十一条の六第一項 第十三号	第百四十条の二十六第一項 第十三号							誓約書
																				第百三十一条の六第一項 第十四号	第百四十条の二十六第一項 第十四号							介護支援専門員の氏名及びその登録番号
																				第百三十一条の六第一項 第十五号	第百四十条の二十六第一項 第十五号							その他指定に関し必要と認める事項
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容																						※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）																第百三十一条の八の二第一項 第二号							申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるとき、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例																第百三十一条の八の二第一項 第四号							申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容																第百三十一条の八の二第一項 第九号							運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名																第百三十一条の八の二第一項 第八号							事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																第百三十一条の八の二第一項 第九号							運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）															第百三十一条の八の二第一項 第一号							事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
																						第百三十一条の八の二第一項 第七号							利用者の推定数
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日																第百三十一条の八の二第一項 第三号							当該申請に係る事業の開始の予定年月日
																						第百三十一条の八の二第一項 第五号							事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
																						第百三十一条の八の二第一項 第六号							建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																						第百三十一条の八の二第一項 第九号							運営規程
																						第百三十一条の八の二第一項 第十号							利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																						第百三十一条の八の二第一項 第十一号							当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
																						第百三十一条の八の二第一項 第十二号							指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																						第百三十一条の八の二第一項 第十三号							指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																						第百三十一条の八の二第一項 第十四号							誓約書
																						第百三十一条の八の二第一項 第十五号							介護支援専門員の氏名及びその登録番号
																						第百三十一条の八の二第一項 第十六号							その他指定に関し必要と認める事項

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
					－	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス			○	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○		○	1	1	1
					■	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
					■	○		1	1	1
					△	○		1	1	1
					○	○		1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1
								1	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																					
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）		新規指定	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地					第百十九条第一項 第一号	第百三十一条の三の二第一項 第一号	第百三十一条の四第一項 第一号	第百四十条の二十四第一項 第一号	第百四十条の六十三の五第一項 第一号													事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
					第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要					第百十九条第一項 第五号	第百三十一条の三の二第一項 第五号	第百三十一条の四第一項 第五号	第百四十条の二十四第一項 第五号														事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
															第百四十条の六十三の五第一項 第五号													建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
					第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容					第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号													運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名					第百十九条第一項 第六号	第百三十一条の三の二第一項 第六号			第百四十条の六十三の五第一項 第七号													事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
													第百三十一条の四第一項 第六号	第百四十条の二十四第一項 第六号														事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）					第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号													運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日					第百十九条第一項 第三号	第百三十一条の三の二第一項 第三号	第百三十一条の四第一項 第三号	第百四十条の二十四第一項 第三号	第百四十条の六十三の五第一項 第三号													当該申請に係る事業の開始の予定年月日
					第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。					第百十九条第一項 第四号	第百三十一条の三の二第一項 第四号	第百三十一条の四第一項 第四号	第百四十条の二十四第一項 第四号	第百四十条の六十三の五第一項 第四号													申請者の登記事項証明書又は条例等
											第百十九条第一項 第二号	第百三十一条の三の二第一項 第二号	第百三十一条の四第一項 第二号	第百四十条の二十四第一項 第二号	第百四十条の六十三の五第一項 第二号													申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
															第百四十条の六十三の五第一項 第六号													利用者の推定数
											第百十九条第一項 第七号	第百三十一条の三の二第一項 第七号	第百三十一条の四第一項 第七号	第百四十条の二十四第一項 第七号	第百四十条の六十三の五第一項 第八号													運営規程
											第百十九条第一項 第八号	第百三十一条の三の二第一項 第八号	第百三十一条の四第一項 第八号	第百四十条の二十四第一項 第八号	第百四十条の六十三の五第一項 第九号													利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
											第百十九条第一項 第九号	第百三十一条の三の二第一項 第九号	第百三十一条の四第一項 第九号	第百四十条の二十四第一項 第九号	第百四十条の六十三の五第一項 第十号													当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
											第百十九条第一項 第十号	第百三十一条の三の二第一項 第十号	第百三十一条の四第一項 第十号	第百四十条の二十四第一項 第十号	第百四十条の六十三の五第一項 第十一号													誓約書
											第百十九条第一項 第十一号	第百三十一条の三の二十一号	第百三十一条の四第一項 第十一号	第百四十条の二十四第一項 第十一号	第百四十条の六十三の五第一項 第十二号													その他指定に関し必要と認める事項
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地										第百二十一条第一項 第一号	第百四十条の十第一項 第一号											事業所の名称及び所在地
					第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要										第百二十一条第一項 第六号	第百四十条の十第一項 第六号											建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所(併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
					第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容										第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程（二　従業者の職種、員数及び職務の内容）
					第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名										第百二十一条第一項 第八号	第百四十条の十第一項 第八号											事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）										第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程（五　通常の送迎の実施地域）
					第一条の十四第一項第六号	入所定員										第百二十一条第一項 第七号	第百四十条の十第一項 第七号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
					第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日										第百二十一条第一項 第三号	第百四十条の十第一項 第三号											当該申請に係る事業の開始の予定年月日
					第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。										第百二十一条第一項 第四号	第百四十条の十第一項 第四号											申請者の登記事項証明書又は条例等
																第百二十一条第一項 第二号	第百四十条の十第一項 第二号											申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																第百二十一条第一項 第五号	第百四十条の十第一項 第五号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨
																第百二十一条第一項 第九号	第百四十条の十第一項 第九号											運営規程
																第百二十一条第一項 第十号	第百四十条の十第一項 第十号											利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																第百二十一条第一項 第十一号	第百四十条の十第一項 第十一号											当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
																第百二十一条第一項 第十二号												指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																	第百四十条の十第一項 第十二号											指定介護予防サービス等基準第百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																第百二十一条第一項 第十三号	第百四十条の十第一項 第十三号											誓約書
																第百二十一条第一項 第十四号	第百四十条の十第一項 第十四号											その他指定に関し必要と認める事項

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）		新規指定	△	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					■	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					■	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○		○	2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			△	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					■	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					■	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○		○	2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	老人介護支援センター	—	設置の届出		第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地																					
					第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																					
					第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容																					
					第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名																					
					第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）																					
					第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日																					
					第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするとき、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。																					
	養護老人ホーム	—			第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地																					
					第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																					
					第二条第一項第三号イ	施設の運営の方針																					
					第二条第一項第三号ロ	入所定員																					
					第二条第一項第三号ハ	職員の定数及び職務の内容																					
					第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴																					
					第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日																					
					第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。																					
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地																	第百三十一条の八第一項 第一号	第百三十四条第一項 第一号				施設の名称及び開設の場所
					第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																	第百三十一条の八第一項 第八号	第百三十四条第一項 第七号				建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
					第二条第一項第四号イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程																	第百三十一条の八第一項 第十一号	第百三十四条第一項 第十号				運営規程
					第二条第一項第四号ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要																	第百三十一条の八第一項 第十二号	第百三十四条第一項 第十一号				入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
					第二条第一項第四号ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態																	第百三十一条の八第一項 第十三号	第百三十四条第一項 第十二号				当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
					第二条第一項第四号ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）																第百三十一条の八第一項 第十四号					指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項(指定地域密着型サービス基準第百六十八条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項(指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該
																								第百三十四条第一項 第十三号				
					第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴																	第百三十一条の八第一項 第二号	第百三十四条第一項 第二号				開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																							第百三十一条の八第一項 第十号	第百三十四条第一項 第九号				施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日																	第百三十一条の八第一項 第三号	第百三十四条第一項 第三号				当該申請に係る事業の開始の予定年月日
					第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。																	第百三十一条の八第一項 第四号	第百三十四条第一項 第四号				開設者の登記事項証明書又は条例等
																							第百三十一条の八第一項 第五号	第百三十四条第一項 第五豪				特別養護老人ホームの認可証等の写し
																							第百三十一条の八第一項 第六号					指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定する本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間
																							第百三十一条の八第一項 第七号	第百三十四条第一項 第六号				併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
																							第百三十一条の八第一項 第九号	第百三十四条第一項 第八号				入所者の推定数
																							第百三十一条の八第一項 第十五号	第百三十四条第一項 第十四				誓約書
																							第百三十一条の八第一項 第十六号	第百三十四条第一項 第十五				介護支援専門員の氏名及びその登録番号
																							第百三十一条の八第一項 第十七号	第百三十四条第一項 第十六				その他指定に関し必要と認める事項

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	老人介護支援センター	—	設置の届出		－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
	養護老人ホーム	—			－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			△	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○		○	2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
老人福祉施設	軽費老人ホーム	—			社会福祉法第六十二条第一項 第一号	施設の名称及び種類																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第二号	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第三号	条例、定款その他の基本約款																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第四号	建物その他の設備の規模及び構造																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第五号	事業開始の予定年月日																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第六号	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴																						
					社会福祉法第六十二条第一項 第七号	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法																						
	老人福祉センター	—			社会福祉法第六十九条第一項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地																						
					社会福祉法第六十九条第一項	事業の種類及び内容																						
					社会福祉法第六十九条第一項	条例、定款その他の基本約款																						
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			老人福祉法第二十九条第一項 第一号	施設の名称及び設置予定地																		第百二十三条第一項 第一号	第百三十一条の七第一項 第一号	第百四十条の十二第一項 第一号	事業所の名称及び所在地
																								第百二十三条第一項 第十一号			指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
																										第百四十条の十二第一項 第十一号	指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する受託介護予防サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
					老人福祉法第二十九条第一項 第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地																		第百二十三条第一項 第二号	第百三十一条の七第一項 第二号	第百四十条の十二第一項 第二号	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等																		第百二十三条第一項 第四号	第百三十一条の七第一項 第四号	第百四十条の十二第一項 第四号	申請者の登記事項証明書又は条例等
					第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日																		第百二十三条第一項 第三号	第百三十一条の七第一項 第三号	第百四十条の十二第一項 第三号	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
					第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所																		第百二十三条第一項 第七号	第百三十一条の七第一項 第七号	第百四十条の十二第一項 第七号	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第二十条の五 第四号	施設において供与をされる介護等の内容																		第百二十三条第一項 第八号	第百三十一条の七第一項 第八号	第百四十条の十二第一項 第八号	運営規程
					第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																		第百二十三条第一項 第五号	第百三十一条の七第一項 第五号	第百四十条の十二第一項 第五号	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）
					第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類																						
					第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書																						
					第二十条の五 第八号	施設の運営の方針																		第百二十三条第一項 第八号	第百三十一条の七第一項 第八号	第百四十条の十二第一項 第八号	運営規程
					第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数																		第百二十三条第一項 第六号	第百三十一条の七第一項 第六号	第百四十条の十二第一項 第六号	利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）
					第二十条の五 第十号	職員の配置の計画																		第百二十三条第一項 第十号	第百三十一条の七第一項 第十号	第百四十条の十二第一項 第十号	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
					第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額																						
					第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類																						
					第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容																						
					第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法																						
					第二十条の五 第十五号	長期の収支計画																						
					第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書																						
																								第百二十三条第一項 第九号	第百三十一条の七第一項 第九号	第百四十条の十二第一項 第九号	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
																								第百二十三条第一項 第十二号			指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																									第百三十一条の七第一項 第十一号		指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																										第百四十条の十二第一項 第十二号	指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																								第百二十三条第一項 第十三号	第百三十一条の七第一項 第十二号	第百四十条の十二第一項 第十三号	誓約書
																								第百二十三条第一項 第十四号	第百三十一条の七第一項 第十三号	第百四十条の十二第一項 第十四号	介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第百四十条の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人福祉施設	軽費老人ホーム	—			－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
	老人福祉センター	—			－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			○	○		2	1	1
						○				
						○				
					○	○		2	1	1
					○		○	2	1	1
					○	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					■	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					－		○	2	1	1
					－		○	2	1	1
					○	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					－	○		2	1	1
					－		○	2	1	1
					－	○		2	1	1
					－	○		2	1	1
					－	○		2	1	1
					－		○	2	1	1
					－	○		2	1	1
					－		○	2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																					
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	養護老人ホーム	—			第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地																						
					第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要																						
					第三条第一項	施設の運営の方針																						
					第三条第一項	入所定員																						
					第三条第一項	職員の定数及び職務の内容																						
					第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴																						
					第三条第一項	事業開始の予定年月日																						
					第三条第二項	登記事項証明書																						
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設	設置認可の申請		第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地																	第百三十一条の八第一項 第一号	第百三十四条第一項 第一号				施設の名称及び開設の場所
					第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要																	第百三十一条の八第一項 第八号	第百三十四条第一項 第七号				建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
					第三条第一項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程																	第百三十一条の八第一項 第十一号	第百三十四条第一項 第十号				運営規程
					第三条第一項	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要																	第百三十一条の八第一項 第十二号	第百三十四条第一項 第十一号				入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
					第三条第一項	職員の勤務の体制及び勤務形態																	第百三十一条の八第一項 第十三号	第百三十四条第一項 第十二号				当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
					第三条第一項	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）																第百三十一条の八第一項 第十四号					指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項(指定地域密着型サービス基準第百六十八条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項(指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
																								第百三十四条第一項 第十三号				指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
					第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴																	第百三十一条の八第一項 第二号	第百三十四条第一項 第二号				開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																							第百三十一条の八第一項 第十号	第百三十四条第一項 第九号				施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第三条第一項	事業開始の予定年月日																	第百三十一条の八第一項 第三号	第百三十四条第一項 第三号				当該申請に係る事業の開始の予定年月日
					第三条第二項	登記事項証明書																	第百三十一条の八第一項 第四号	第百三十四条第一項 第四号				開設者の登記事項証明書又は条例等
																							第百三十一条の八第一項 第五号	第百三十四条第一項 第五豪				特別養護老人ホームの認可証等の写し
																							第百三十一条の八第一項 第六号					指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定する本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間
																							第百三十一条の八第一項 第七号	第百三十四条第一項 第六号				併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
																							第百三十一条の八第一項 第九号	第百三十四条第一項 第八号				入所者の推定数
																							第百三十一条の八第一項 第十五号	第百三十四条第一項 第十四				誓約書
																							第百三十一条の八第一項 第十六号	第百三十四条第一項 第十五				介護支援専門員の氏名及びその登録番号
																							第百三十一条の八第一項 第十七号	第百三十四条第一項 第十六				その他指定に関し必要と認める事項
	軽費老人ホーム	—			社会福祉法第六十二条第三項	施設の名称及び種類																						
					社会福祉法第六十二条第三項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況																						
					社会福祉法第六十二条第三項	条例、定款その他の基本約款																						
					社会福祉法第六十二条第三項	建物その他の設備の規模及び構造																						
					社会福祉法第六十二条第三項	事業開始の予定年月日																						
					社会福祉法第六十二条第三項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴																						
					社会福祉法第六十二条第三項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法																						
					社会福祉法第六十二条第三項 第一号	当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法																						
					社会福祉法第六十二条第三項 第二号	施設の管理者の資産状況																						
					社会福祉法第六十二条第三項 第三号	建物その他の設備の使用の権限																						
					社会福祉法第六十二条第三項 第四号	経理の方針																						
					社会福祉法第六十二条第三項 第五号	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置																						

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	養護老人ホーム	—	設置認可の申請		－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			△	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					△	○		2	1	1
					○	○		2	1	1
					○					
					△	○		2	1	1
					△			2	1	1
					○	○		2	1	1
					○		○	2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
								2	1	1
	軽費老人ホーム	—			－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－		○	2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	
					－	○		2	1	

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			第一条の十	事業の種類及び内容																					※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第百三十一条第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の十	主な職員の氏名	第百三十一条第一項 第一号			第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービスの提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
								第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）	第百三十一条第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	運営規程（五　通常の事業の実施地域）
							第百三十一条第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
							第百三十一条第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	申請者の登記事項証明書又は条例等
							第百三十一条第一項 第一号																				事業所の平面図
								第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号																		事業所の平面図及び設備の概要
										第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
							第百三十一条第一項 第一号																				利用者の推定数
							第百三十一条第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第一号	第百三十一条の十三第一項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																	運営規程
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防短期入所生活介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第一条の十	事業の種類及び内容																					※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号												申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の十	主な職員の氏名					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号			第百四十条の六十二の三第二項 第四号												事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
													第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号														事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号													運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号															事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
															第百四十条の六十二の三第二項 第四号												利用者の推定数
							第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																申請者の登記事項証明書又は条例等
							第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号																	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
											第百四十条の六十二の三第二項 第四号																建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
							第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第四号																運営規程
	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			第一条の十	事業の種類及び内容																					※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の十	主な職員の氏名										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										運営規程（五　通常の送迎の実施地域）
					第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										事業所の名称及び所在地
																第百三十一条第一項 第八号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
																	第百四十条の二十二第一項 第八号										当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
																第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										申請者の登記事項証明書又は条例等
																第百三十一条第一項 第八号											当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
																	第百四十条の二十二第一項 第八号										当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
																第百三十一条第一項 第八号											建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																	第百四十条の二十二第一項 第八号										建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号										運営規程
																第百三十一条第一項 第八号											指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																	第百四十条の二十二第一項 第八号										指定介護予防サービス等基準第百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
老人居宅生活支援事業																											

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					○	○		1	2	1
					■	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					○	○		1	2	1
					■	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					○	○		1	2	1
					■	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																					
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			第一条の十	事業の種類及び内容																						※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）												第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の十	主な職員の氏名												第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																						運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）												第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
																		第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									申請者の登記事項証明書又は条例等
																		第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																		第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									運営規程
																		第百三十一条の十三第一項 第五号										指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																			第百四十条の三十二第二号									指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																		第百三十一条の十三第一項 第五号										指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																			第百四十条の三十二第二号									指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																		第百三十一条の十三第一項 第五号	第百四十条の三十二第二号									介護支援専門員の氏名及びその登録番号
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			第一条の十	事業の種類及び内容																						※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）														第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
					第一条の十	主な職員の氏名														第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																						
					第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）														第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								事業所の名称及び所在地
																				第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								申請者の登記事項証明書又は条例等
																				第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																				第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								運営規程
																				第百三十一条の十三第一項 第六号									指定地域密着型サービス基準第百五条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																					第百四十条の三十一項 第三号								指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																				第百三十一条の十三第一項 第六号									指定地域密着型サービス基準第百五条第八項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																					第百四十条の三十一項 第三号								指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第八項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																				第百三十一条の十三第一項 第六号	第百四十条の三十一項 第三号								介護支援専門員の氏名及びその登録番号
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス	変更	変更届	第一条の十	事業の種類及び内容																						※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能
					第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）																第百三十一条の十三第一項 第九号						申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）
					第一条の十	主な職員の氏名																第百三十一条の十三第一項 第九号						事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																第百三十一条の十三第一項 第九号						運営規程（六　通常の事業の実施地域）
					第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）															第百三十一条の十三第一項 第九号						事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						運営規程
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
																						第百三十一条の十三第一項 第九号						介護支援専門員の氏名及びその登録番号

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					○	○		1	2	1
					■	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					－	○		1	2	1
					－	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス	変更	変更届	○	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
					－	○		1	2	1
					■	○		1	2	1
					△	○		1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1
								1	2	1

サービス種類			種別		老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	介護保険法施行規則条文																					介護保険法施行規則上の記載
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法			訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第一号													事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
					第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号														事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
															第百四十条の六十二の三第二項 第一号													建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
					第三条の二	施設の長の氏名					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号			第百四十条の六十二の三第二項 第一号													事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
													第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号														事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
					第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）					第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第一号													運営規程（六　通常の事業の実施地域）
											第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第一号													申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
											第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第一号													申請者の登記事項証明書又は条例等
															第百四十条の六十二の三第二項 第一号													利用者の推定数
											第百三十一条第一項 第六号	第百三十一条の十三第一項 第三号	第百三十一条の十三第一項 第四号	第百四十条の三十第一項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項 第一号													運営規程
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											事業所の名称及び所在地
					第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
					第三条の二	施設の長の氏名										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）										第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											運営規程（五　通常の送迎の実施地域）
					第三条の二	入所定員										第百三十一条第一項 第八号												当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
																	第百四十条の二十二第一項 第八号											当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
																第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											申請者の登記事項証明書又は条例等
																第百三十一条第一項 第八号												当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
																	第百四十条の二十二第一項 第八号											当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
																第百三十一条第一項 第八号	第百四十条の二十二第一項 第八号											運営規程
																第百三十一条第一項 第八号												指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
																	第百四十条の二十二第一項 第八号											指定介護予防サービス等基準第百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
	老人介護支援センター	—			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地																						
					第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要																						
					第三条の二	施設の長の氏名																						
					第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）																						
	養護老人ホーム	—			第四条 第一号	施設の名称及び所在地																						
					第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																						
					第四条 第三号	施設の運営の方針																						
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			第四条 第一号	施設の名称及び所在地																第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				施設の名称及び開設の場所
					第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要																第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
					第四条 第三号	施設の運営の方針																第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				運営規程
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				開設者の登記事項証明書又は条例等
																						第百三十一条の十三第一項 第八号					指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定する本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				運営規程
																						第百三十一条の十三第一項 第八号					指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項（指定地域密着型サービス基準第百六十八条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（指定地域密着型サービス基準第百五十二条第六項（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																							第百三十五条第一項				指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（指定介護老人福祉施設基準第二十八条第六項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																						第百三十一条の十三第一項 第八号	第百三十五条第一項				介護支援専門員の氏名及びその登録番号

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			△	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					■	○		2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			△	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					■	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
	老人介護支援センター	—			－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
	養護老人ホーム	—			－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			○	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1
								2	2	1

サービス種類			種別		老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	介護保険法施行規則条文																				介護保険法施行規則上の記載
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法			訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
	軽費老人ホーム	—			社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類																						
					社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況																						
					社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款																						
					社会福祉法第六十三条第一項	建物その他の設備の規模及び構造																						
					社会福祉法第六十三条第一項	事業開始の予定年月日																						
					社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴																						
					社会福祉法第六十三条第一項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法																						
					社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法																						
					社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）経理の方針																						
					社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置																						
	老人福祉センター	—			社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地																						
					社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容																						
					社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款																						
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等																		第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	申請者の登記事項証明書又は条例等
					第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所																		第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
					第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容																		第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	運営規程
					第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要																		第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）
					第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類																						
					第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書																						
					第二十条の五の二	施設の運営の方針																		第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	運営規程
					第二十条の五の二	入居定員及び居室数																						
					第二十条の五の二	職員の配置の計画																						
					第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額																						
					第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類																						
					第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容																						
					第二十条の五の二	長期の収支計画																						
																								第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	事業所の名称及び所在地
																								第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																								第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号	第百四十条の二十二第一項 第十号	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
																								第百三十一条第一項 第十号			指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																									第百三十一条の十二第一項 第七号		指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																										第百四十条の二十二第一項 第十号	指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
																								第百三十一条第一項 第十号	第百三十一条の十二第一項 第七号		介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第百四十条の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
	軽費老人ホーム	—			－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－		○	2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－	○		2	2	
	老人福祉センター	—			－	○		2	2	
					－	○		2	2	
					－		○	2	2	
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			○		○	2	2	1
					△	○		2	2	1
					■	○		2	2	1
					△	○		2	2	1
					－		○	2	2	1
					－	○		2	2	1
					○	○		2	2	1
					－	○		2	2	1
					－	○		2	2	1
					－	○		2	2	1
					－		○	2	2	1
					－	○		2	2	1
							○			

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第百三十一条第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第一号	第百四十条の六十二の三第二項第六号 イ																	廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第百三十一条第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第二号	第百三十一条の十三第四項 第二号	第百四十条の六十二の三第二項第六号 ロ																	廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第百三十一条第四項 第三号	第百三十一条の十三第四項 第三号	第百三十一条の十三第四項 第三号																		現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置 現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第百三十一条第四項 第四号	第百三十一条の十三第四項 第四	第百三十一条の十三第四項 第四	第百四十条の六十二の三第二項第六号 ニ																	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日					第百三十一条第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第一号	第百四十条の三十第四項 第一号														廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由					第百三十一条第四項 第一号	第百三十一条の十三第四項 第二号	第百三十一条の十三第四項 第二号	第百四十条の三十第四項 第二号														廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置					第百三十一条第四項 第三号																現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置
												第百三十一条の十三第四項 第三号	第百三十一条の十三第四項 第三号														現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
														第百四十条の三十第四項 第三号													現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間					第百三十一条第四項 第四号	第百三十一条の十三第四項 第四号	第百三十一条の十三第四項 第四号	第百四十条の三十第四項 第四号														休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日										第百三十一条第四項 第一号	第百四十条の三十第四項 第一号											廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由										第百三十一条第四項 第一号	第百四十条の三十第四項 第二号											廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置										第百三十一条第四項 第三号												現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置
																	第百四十条の三十第四項 第三号										現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間										第百三十一条第四項 第四号	第百四十条の三十第四項 第四号											休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日												第百三十一条の十三第四項 第一号	第百四十条の三十第四項 第一号									廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由												第百三十一条の十三第四項 第二号	第百四十条の三十第四項 第二号									廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置												第百三十一条の十三第四項 第三号										現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
																			第百四十条の三十第四項 第三号									現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間												第百三十一条の十三第四項 第四号	第百四十条の三十第四項 第四号									休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日														第百三十一条の十三第四項 第一号	第百四十条の三十第四項 第一号							廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由														第百三十一条の十三第四項 第二号	第百四十条の三十第四項 第二号							廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置														第百三十一条の十三第四項 第三号								現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
																					第百四十条の三十第四項 第三号							現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間														第百三十一条の十三第四項 第四号	第百四十条の三十第四項 第四号							休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日																第百三十一条の十三第四項 第一号						廃止し、又は休止しようとする年月日
					第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由																第百三十一条の十三第四項 第二号						廃止し、又は休止しようとする理由
					第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置																第百三十一条の十三第四項 第三号						現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
					第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間																第百三十一条の十三第四項 第四号						休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス			○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1
					○	○		1	3	1

サービス種類			種別				介護保険法施行規則条文																					
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	第一号通所介護	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法施行規則上の記載
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	廃止又は休止の届出	廃止(休止)届	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日					第四三十一条第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第一号	第四四十条の三十第四項 第一号	第四四十条の六十二の三第二項 第六号 イ												廃止し、又は休止しようとする年月日
					第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由					第四三十一条第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第二号	第四三十一条の十三第四項 第二号	第四四十条の三十第四項 第二号	第四四十条の六十二の三第二項 第六号 ロ												廃止し、又は休止しようとする理由
					第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置					第四三十一条第四項 第三号																現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置
												第四三十一条の十三第四項 第三号	第四三十一条の十三第四項 第三号														現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
														第四四十条の三十第四項 第三号													現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
															第四四十条の六十二の三第二項 第六号 八												現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置
					第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間					第四三十一条第四項 第四号	第四三十一条の十三第四項 第四号	第四三十一条の十三第四項 第四号	第四四十条の三十第四項 第四号	第四四十条の六十二の三第二項 第六号 ニ												休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日										第四三十一条第四項 第一号	第四四十条の三十第四項 第一号											廃止し、又は休止しようとする年月日
					第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由										第四三十一条第四項 第一号	第四四十条の三十第四項 第二号											廃止し、又は休止しようとする理由
					第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置										第四三十一条第四項 第三号												現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置
																	第四四十条の三十第四項 第三号											現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措
					第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間										第四三十一条第四項 第四号	第四四十条の三十第四項 第四号											休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
	老人介護支援センター	—			第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日																						
					第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由																						
					第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置																						
					第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間																						
	養護老人ホーム	—			第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日																						
					第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由																						
					第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由																						
					第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置																						
					第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置																						
					第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間																						
					第五条 第三号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間																						
					第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員																						
					第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員																						
					第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員																						
					第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員																						
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日																第四三十一条の十三第四項 第一号	記載なし				廃止し、又は休止しようとする年月日
					第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由																第四三十一条の十三第四項 第二号	記載なし				廃止し、又は休止しようとする理由
					第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由																						
					第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置																第四三十一条の十三第四項 第三号	記載なし				現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
					第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置																						
					第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間																第四三十一条の十三第四項 第四号	記載なし				休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
					第五条 第三号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間																						
					第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員																						
					第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員																						
					第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員																						
					第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員																						
	軽費老人ホーム	—			社会福祉法第六十四条	廃止の旨																						
	老人福祉センター	—			社会福祉法第六十九条第二項	廃止の旨																						
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			老人福祉法第二十九条第三項	廃止の旨																		第四三十一条の十三第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第一号	第四四十条の二十二第四項 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
																								第四三十一条の十三第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第二号	第四四十条の二十二第四項 第二号	廃止し、又は休止しようとする理由
																								第四三十一条の十三第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第三号	第四四十条の二十二第四項 第三号	現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置
																								第四三十一条の十三第四項 第一号	第四三十一条の十三第四項 第四号	第四四十条の二十二第四項 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

サービス種類			種別		一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類				
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法		様式	添付書類	事業の種類	申請届出の種類	対応する介護サービスあり
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	廃止又は休止の届出	廃止(休止)届	○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
	老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
	老人介護支援センター	—			－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
	養護老人ホーム	—			－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
					－	○		2	3	
	特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設			○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
						○				
					○	○		2	3	1
						○				
					○	○		2	3	1
					○	○		2	3	1
					－	○		2	3	1
					－	○		2	3	1
					－	○		2	3	1
					－	○		2	3	1
	軽費老人ホーム	—			－	○		2	3	
	老人福祉センター	—			－	○		2	3	
	有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			△	○		2	3	1
					－					
					－					

老人福祉法と介護保険法の施行規則上の記載の比較と一致の根拠

老人福祉法施行規則上の記載	介護保険法施行規則上の記載	一致の根拠
事業の種類及び内容	―	介護保険法上の申請届出様式で判別可能
職員の定数及び職務の内容	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容
主な職員の氏名	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	第1回委員会ご意見
事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	運営規程	通常の事業の実施地域 通常の送迎の実施地域
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程	運営規程	運営規程
施設において供与をされる介護等の内容	運営規程	四　指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類	―	
設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	―	
法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	―	
法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	―	
一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容	―	
事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	―	
長期の収支計画	―	
入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	―	

※認知症対応型共同生活介護は運営基準省令第百二条に関連項目なし。

法令上で定められている申請届出事項の比較結果

①介護保険法完全上の届出項目数を分母とした場合

一致状況		老人居宅生活支援事業 1		老人福祉施設 2		合計	
○	完全一致している項目	57	28%	36	15%	93	21%
△	一部のみ一致している項目	23	11%	31	13%	54	12%
■	運営規程内の項目と一致	16	8%	8	3%	24	6%
－	老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	4	2%	101	43%	105	24%
空欄	介護保険法上にのみ規定されている項目	101	50%	57	24%	158	36%
	合計	201	100%	233	100%	434	100%

一致状況	%
完全一致している項目	21%
一部のみ一致している項目	12%
運営規程内の項目と一致	6%
老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	24%
介護保険法上にのみ規定されている項目	36%
合計	100%

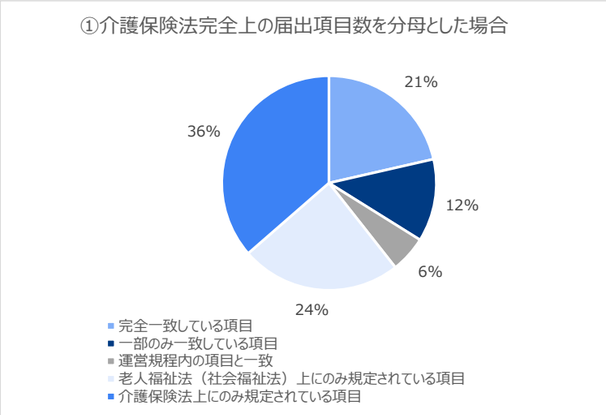

②介護保険法上にのみ規定されている項目を分母から除外

一致状況		老人居宅生活支援事業		老人福祉施設		合計	
○	完全一致している項目	57	57%	36	20%	93	34%
△	一部のみ一致している項目	23	23%	31	18%	54	20%
■	運営規程内の項目と一致	16	16%	8	5%	24	9%
－	老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	4	4%	101	57%	105	38%
	合計	100	100%	176	100%	276	100%

一致状況	%
完全一致している項目	34%
一部のみ一致している項目	20%
運営規程内の項目と一致	9%
老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	38%
合計	100%

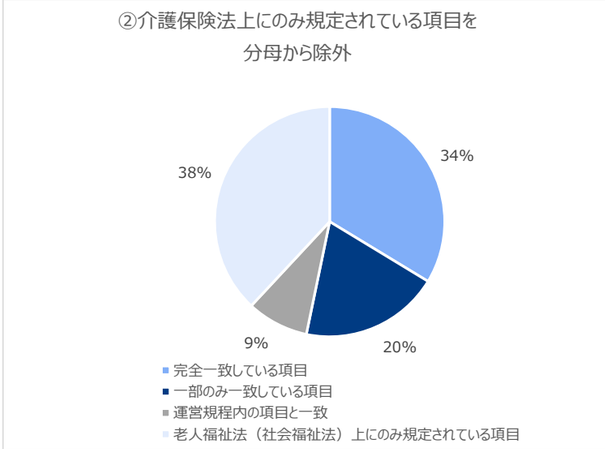

③老人福祉法上の届出項目数を分母とした場合

一致状況		老人居宅生活支援事業		老人福祉施設		合計	
○	完全一致している項目	57	57%	36	38%	93	48%
△	一部のみ一致している項目	23	23%	31	33%	54	28%
■	運営規程内の項目と一致	16	16%	8	9%	24	12%
－	老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	4	4%	19	20%	23	12%
	合計	100	100%	94	100%	194	100%

一致状況	%
完全一致している項目	48%
一部のみ一致している項目	28%
運営規程内の項目と一致	12%
老人福祉法（社会福祉法）上にのみ規定されている項目	12%
合計	100%

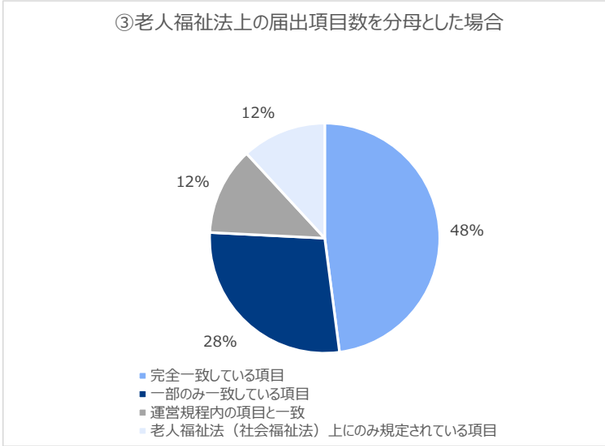

法令上申請届出が必要となる事項の整理

共通様式	・全サービスで同じ項目である、または全サービスで類似した項目であり、項目の細分化・読み替えによって様式案にて包括できる可能性がある
付表	・一部のサービスでのみ提出が必要な項目である
添付書類	・別添書類として提出することが想定されるもの

老人居宅生活支援事業_事業開始の届出

			老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業		老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業		認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容
○			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
		○	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例
	○		第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容
	○		第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名
		○	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○				第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
○			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日

老人福祉施設_設置の届出（老人福祉法上に規定有）

			老人デイサービスセンター		老人短期入所施設		老人介護支援センター		養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
	○		第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地		
	○												老人福祉法第二十九条第一項 第一号	施設の名称及び設置予定地
○													老人福祉法第二十九条第一項 第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
		○	第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○							第二条第一項第三号 イ	施設の運営の方針			第二十条の五 第八号	施設の運営の方針
		○											第二十条の五 第四号	施設において供与をされる介護等の内容
		○									第二条第一項第四号 イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程		
		○									第二条第一項第四号 ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		
		○									第二条第一項第四号 ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態		
	○										第二条第一項第四号 ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）		
	○				第一条の十四第一項第六号	入所定員			第二条第一項第三号 ロ	入所定員				
	○												第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数
	○		第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	第二条第一項第三号 ハ	職員の定数及び職務の内容				
		○											第二十条の五 第十号	職員の配置の計画
	○		第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名						
	○	○							第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴		
	○												第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所
		○	第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						
○			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日	第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日	第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日	第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日	第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日	第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日
		○	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
		○											第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
		○											第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
		○											第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
		○											第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
		○											第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
		○											第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
		○											第二十条の五 第十五号	長期の収支計画
		○											第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

老人福祉施設_設置の届出（社会福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○					社会福祉法第六十九条第一項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地
○			社会福祉法第六十二条第一項 第一号	施設の名称及び種類		
○					社会福祉法第六十九条第一項	事業の種類及び内容
○			社会福祉法第六十二条第一項 第四号	建物その他の設備の規模及び構造		
○		○	社会福祉法第六十二条第一項 第二号	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況		
		○	社会福祉法第六十二条第一項 第三号	条例、定款その他の基本約款	社会福祉法第六十九条第一項	条例、定款その他の基本約款
○			社会福祉法第六十二条第一項 第五号	事業開始の予定年月日		
○		○	社会福祉法第六十二条第一項 第六号	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴		
		○	社会福祉法第六十二条第一項 第七号	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法		

老人福祉施設_設置認可の申請

共通様式	サービス別の付表	添付書類	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地	第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地
○			第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○			第三条第一項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
		○	第三条第一項	施設の運営の方針		
○			第三条第一項	入所定員		
		○			第三条第一項	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
○			第三条第一項	職員の定数及び職務の内容		
		○			第三条第一項	職員の勤務の体制及び勤務形態
○					第三条第一項	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
○		○	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
○			第三条第一項	事業開始の予定年月日	第三条第一項	事業開始の予定年月日
		○	第三条第二項	登記事項証明書	第三条第二項	登記事項証明書

老人福祉施設_設置認可の申請（社会福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			社会福祉法第六十二条第三項	施設の名称及び種類
○		○	社会福祉法第六十二条第三項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
		○	社会福祉法第六十二条第三項	条例、定款その他の基本約款
		○	社会福祉法第六十二条第三項	建物その他の設備の規模及び構造
○		○	社会福祉法第六十二条第三項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
○			社会福祉法第六十二条第三項	事業開始の予定年月日
		○	社会福祉法第六十二条第三項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
		○	社会福祉法第六十二条第三項 第一号	当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法
		○	社会福祉法第六十二条第三項 第二号	施設の管理者の資産状況
		○	社会福祉法第六十二条第三項 第三号	建物その他の設備の使用の権限
		○	社会福祉法第六十二条第三項 第四号	経理の方針
		○	社会福祉法第六十二条第三項 第五号	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置

老人居宅生活支援事業_変更

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業		老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業		認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容
○			第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
	○		第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名
	○		第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
		○			第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

老人福祉施設_変更（老人福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人デイサービスセンター		老人短期入所施設		老人介護支援センター		養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地	第四条 第一号	施設の名称及び所在地	第四条 第一号	施設の名称及び所在地		
○			第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	○		第三条の二	施設の長の氏名	第三条の二	施設の長の氏名	第三条の二	施設の長の氏名						
	○												第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所
	○		第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						
	○				第三条の二	入所定員								
	○												第二十条の五の二	入居定員及び居室数
		○							第四条 第三号	施設の運営の方針	第四条 第三号	施設の運営の方針	第二十条の五の二	施設の運営の方針
		○											第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容
		○											第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
		○											第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
		○											第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
	○												第二十条の五の二	職員の配置の計画
	○												第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
		○											第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
	○												第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
	○												第二十条の五の二	長期の収支計画

老人福祉施設_変更（社会福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○					社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地
○			社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類		
○					社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容
○		○	社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況		
		○	社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款	社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款
		○	社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	建物その他の設備の規模及び構造		
○			社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	事業開始の予定年月日		
○		○	社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴		
		○	社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）経理の方針		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置		

老人居宅生活支援事業_廃止又は休止の届出

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業		老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業		認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
○			第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由
○			第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
○			第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

老人福祉施設_廃止又は休止の届出（老人福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人デイサービスセンター		老人短期入所施設		老人介護支援センター		養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日					老人福祉法第二十九条第三項	廃止の旨
○									第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日	第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日		
○			第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由	第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由	第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由						
○									第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由	第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由		
○									第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由	第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由		
○			第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置	第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置	第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置						
○									第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置	第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置		
○									第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置	第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置		
○			第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間		
○									第五条 第三号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第五条 第三号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間		
○									第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員	第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員		
○									第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員	第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員		
○									第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員	第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員		
○									第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員	第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員		

老人福祉施設_廃止又は休止の届出（社会福祉法上に規定有）

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			社会福祉法第六十四条	廃止の旨	社会福祉法第六十九条第二項	廃止の旨

申請届出様式の各都道府県の整理状況①新規　**水色＝公開様式の抜け漏れあり/グレー＝様式に個別サービス種類名の記載がない/★＝表に記載がある様式とは別の様式がある**

No.	都道府県	届出対象サービス																	届出種類									
		老人居宅生活支援事業（事業開始の届出）						老人福祉施設											事業開始（設置）届									
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	軽費老人ホーム		老人福祉センター		設置の届出と設置認可の様式整理								
											設置の届出	認可申請	設置の届出	認可申請	設置の届出	設置の届出	認可申請			養護老人ホーム/特別養護老人ホーム					軽費老人ホーム			
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—（※）		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設		—（※）	—（※）		—	様式数	両サービス、設置と認可がすべて別々の様式（合計４つ）	両サービスは同じ様式、設置と認可は異なる様式（合計２つ）	すべて同じ様式（合計１つ）	その他（★）	公開様式の抜け漏れあり	設置と認可が別々の様式（合計２つ）	設置と認可で同じ様式（合計１つ）	その他（★）	公開様式の抜け漏れあり
1	北海道	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
2	青森県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8			8	1								1
3	岩手県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
4	宮城県	1	1	1				2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
5	秋田県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
6	山形県	1	1	1		1		2	2	2					3				3					1				1
7	福島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
8	茨城県	1	1	1		1		2	2	2	3	4	3	4	5				5		1							1
9	栃木県	1	1	1				2	2	2	3	4	3	4	5	6			6		1							1
10	群馬県	1	1	1	1	1		2	2	2			3	4	5	6	7		7					1	1			
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2					3				3					1				1
12	千葉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2					3				3					1				1
13	東京都	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
14	神奈川	1	1	1	1	1	1	2	2	2		3		3	4				4					1				1
15	新潟県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5				5		1							1
16	富山県	1	1	1	1	1		2	2	2					3				3					1				1
17	石川県	1	1	1		1		2	2	2	3	4	3	4	5	6	7		7		1				1			
18	福井県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	★	3	★	3	4	5	6	7	7				1		1			
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7				7	1								1
20	長野県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	4	5	6	7				7	1								1
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
22	静岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	★	3	★	3	4	5		6	6				1					1
23	愛知県	1	1		1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5				5		1							1
24	三重県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9		9	1					1			
25	滋賀県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			

No.	都道府県	届出対象サービス																	届出種類									
		老人居宅生活支援事業（事業開始の届出）						老人福祉施設											事業開始（設置）届									
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	軽費老人ホーム		老人福祉センター		設置の届出と設置認可の様式整理								
											設置の届出	認可申請	設置の届出	認可申請	設置の届出	設置の届出	認可申請			養護老人ホーム/特別養護老人ホーム					軽費老人ホーム			
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—（※）		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設		—（※）	—（※）		—	様式数	両サービス、設置と認可がすべて別々の様式（合計４つ）	両サービスは同じ様式、設置と認可は異なる様式（合計２つ）	すべて同じ様式（合計１つ）	その他（★）	公開様式の抜け漏れあり	設置と認可が別々の様式（合計２つ）	設置と認可で同じ様式（合計１つ）	その他（★）	公開様式の抜け漏れあり
26	京都府	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
27	大阪府	1	1	1				2	2	2	3	4	3	4	5	6	7		7		1				1			
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4		5	6		6		1				1			
29	奈良県											1		1		2	3		3					1	1			
30	和歌山	1						2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
31	鳥取県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	3	4	5				5		1							1
32	島根県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7				7	1								1
33	岡山県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
34	広島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	★	3	★	3	4	5	5		5				1			1		
35	山口県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	5	6	7				7	1								1
36	徳島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	1					1			
37	香川県	1	1	1	1	1	1	2	2	2					3	4	5		5					1	1			
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
39	高知県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	3	4	5	★	★	6	6		1						1	
40	福岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8			8	1								1
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
42	長崎県	1	1	1	1	1	1	2	2	2		3		3					3					1				1
43	熊本県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	4	3	4	5	6	7		7		1				1			
44	大分県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5			6	6		1							1
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
46	鹿児島	1						2	2	2	3	4	3	4	5				5		1							1
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	8		1				1			
																			合計	13	22	0	3	9	25	1	1	20

申請届出様式の各都道府県の整理状況②変更　水色＝公開様式の抜け漏れあり/グレー＝様式に個別サービス種類名の記載がない/★＝表に記載がある様式とは別の様式がある

No.	都道府県	届出対象サービス														届出種類
		老人居宅生活支援事業						老人福祉施設								事業変更届
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—（※）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—（※）	—（※）	—	様式数
1	北海道	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
2	青森県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6		6
3	岩手県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
4	宮城県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
5	秋田県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
6	山形県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
7	福島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
8	茨城県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
9	栃木県	1	1	1				2	2	2	3	3	4	5		5
10	群馬県	1	1	1	1	1	1	2	2	2		3	4	5		5
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
12	千葉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
13	東京都	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
14	神奈川	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
15	新潟県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
16	富山県												1			1
17	石川県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
18	福井県	1	1	1	1	1	1	2	2	2		3	4	5	6	6
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5			5
20	長野県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4			4
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
22	静岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
23	愛知県	1			1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
24	三重県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4	5		5
25	滋賀県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
26	京都府	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
27	大阪府	1	1	1				2	2	2	3	3	4	5		5
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3		4		4
29	奈良県													1		1
30	和歌山	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
31	鳥取県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
32	島根県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
33	岡山県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
34	広島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
35	山口県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4			4
36	徳島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
37	香川県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3	4		4
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
39	高知県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4	5	6	6
40	福岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4	5	6	6
42	長崎県															
43	熊本県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4	5		5
44	大分県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4		5	5
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
46	鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4		4
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6

申請届出様式の各都道府県の整理状況③休廃止　水色＝公開様式の抜け漏れあり/グレー＝様式に個別サービス種類名の記載がない/★＝表に記載がある様式とは別の様式がある

No.	都道府県	届出対象サービス														届出種類
		老人居宅生活支援事業						老人福祉施設								事業廃止（休止）届
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—（※）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—（※）	—（※）	—	様式数
1	北海道	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
2	青森県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
3	岩手県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
4	宮城県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
5	秋田県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
6	山形県												1			1
7	福島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
8	茨城県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
9	栃木県	1	1	1				2	2	2	3	3	4			4
10	群馬県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
12	千葉県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
13	東京都	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
14	神奈川	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3			3
15	新潟県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
16	富山県												1			1
17	石川県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
18	福井県	1	1	1	1	1	1	2	2	2		3	4	5	6	6
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
20	長野県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4			4
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4	5	6	6
22	静岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
23	愛知県	1			1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
24	三重県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
25	滋賀県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4	5	6	6
26	京都府	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
27	大阪府	1	1	1				2	2	2	3	3	4	5		5
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3		4		4
29	奈良県													1		1
30	和歌山	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
31	鳥取県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
32	島根県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
33	岡山県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
34	広島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
35	山口県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4			4
36	徳島県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
37	香川県	1	1	1	1	1	1	2	2	2			3	4		4
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
39	高知県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4	5	6	6
40	福岡県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5		5
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	2		3	3	4	5	6	6
42	長崎県															
43	熊本県	1	1	1	1	1		2	2	2	3	3	4	5		5
44	大分県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4		5	5
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6
46	鹿児島	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4			4
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	5	6	6

都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業　※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類 事業/施設	サービス種類 老人福祉法	種別 老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（大分類） 都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人居宅生活支援事業 1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業	事業開始の届出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例			○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					職種・経歴・役職	△	○				○	○		○								○		○							○
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				職員の職種		○					○									○		○		○			○		○		○
				事業運営の方針		○																		○						○	
				その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼		○			○																						
				条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○					○	○		○		○								○							○
				事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼		○										○						○										○
				市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼		○											○														
				知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○													○												

都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業　※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（大分類） 都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業	事業開始の届出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名	△	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					職種・経歴・役職	△						○	○			○								○	○	○		○	
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				職員の職種		○							○	○		○									○				11
				事業運営の方針		○														○								○	4
				その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼		○																							1
				条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○																		○	○	○		○	10
				事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼		○																		○	○	○		○	7
				市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼		○																							1
				知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○															○								2

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）

※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人福祉施設 1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法														
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	設置の届出	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷地の面積	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の構造	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					設備の概要	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○
					主な備品の内訳	△										
					棟数	△										
			第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	職務の内容、職員の定数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	氏名		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					経歴		○				○	○		○		
			第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第六号	老人短期入所施設にあつては、その入所定員			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				その他広域振興局長が必要と認める書類		○			○							
				職員の職種		○					○					
				施設の運営の方針		○										
				当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書		○					○	○		○		
				定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○					○	○		○		
				条例その他の管理規程 ※「別途書類を添付」依頼		○								○		
				収支予算書及び事業計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○								○		
				運営規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				その他知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○										
				設置計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○										

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載（都道府県の独自項目（大分類））	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法														
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	設置の届出	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷地の面積	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の構造	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					設備の概要	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					主な備品の内訳	△										
					棟数	△										
			第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	職務の内容、職員の定数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	氏名		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					経歴							○		○		
			第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第六号	老人短期入所施設にあつては、その入所定員			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				その他広域振興局長が必要と認める書類		○										
				職員の職種		○					○					
				施設の運営の方針		○										
				当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書		○						○		○		
				定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○						○		○		
				条例その他の管理規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				収支予算書及び事業計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○						○			○	
				運営規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				その他知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○										
				設置計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○										

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載（都道府県の独自項目（大分類））	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法														
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	設置の届出	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷地の面積	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の構造	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					設備の概要	△	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					主な備品の内訳	△								○		
					棟数	△										
			第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	職務の内容、職員の定数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	氏名		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					経歴						○					
			第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第六号	老人短期入所施設にあつては、その入所定員			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○		○	○	○	○
				その他広域振興局長が必要と認める書類		○										
				職員の職種		○	○		○							
				施設の運営の方針		○										
				当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書		○					○					
				定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○					○					
				条例その他の管理規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				収支予算書及び事業計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○			○							
				運営規程 ※「別途書類を添付」依頼		○			○							
				その他知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○										
				設置計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○										

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法														
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	設置の届出	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷地の面積	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					建物の構造	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					設備の概要	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					主な備品の内訳	△										
					棟数	△	○	○								
			第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	職務の内容、職員の定数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	氏名		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					経歴									○		
			第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第六号	老人短期入所施設にあつては、その入所定員			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				その他広域振興局長が必要と認める書類		○										
				職員の職種		○										
				施設の運営の方針		○	○									
				当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書		○										
				定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				条例その他の管理規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				収支予算書及び事業計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				運営規程 ※「別途書類を添付」依頼		○										
				その他知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○										○
				設置計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○										

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法												
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	設置の届出	第一条の十四第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の十四第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷地の面積	△	○	○	○	○	○	○	○	
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○	○	○	○	○	○	
					建物の構造	△	○	○	○	○	○	○	○	
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○	○	○	○	
					設備の概要	△	○	○	○	○	○	○	○	
					主な備品の内訳	△								
					棟数	△								
			第一条の十四第一項第三号	職員の定数及び職務の内容	職務の内容、職員の定数		○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の十四第一項第四号	施設の長の氏名	氏名		○	○	○	○	○	○	○	
					経歴				○	○	○		○	
			第一条の十四第一項第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の十四第一項第六号	老人短期入所施設にあつては、その入所定員			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の十四第一項第七号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○	○		
				その他広域振興局長が必要と認める書類		○								1
				職員の職種		○								4
				施設の運営の方針		○								1
				当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書		○			○	○	○		○	10
				定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼		○			○	○	○		○	10
				条例その他の管理規程 ※「別途書類を添付」依頼		○								1
				収支予算書及び事業計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○								4
				運営規程 ※「別途書類を添付」依頼		○								1
				その他知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼		○								1
				設置計画書 ※「別途書類を添付」依頼		○							○	1

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設②（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人福祉施設																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
老人福祉施設	養護老人ホーム	設置の届出	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○		○	○		○	○	○	○			○		○		○		○	○	○		○	○	○
					敷地の面積	△	○	○		○						○															
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△	○	○		○						○					○										
					建物の構造	△	○	○		○						○					○										
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○	○	○	○			○	○		○									○					○	○
					棟数	△																									
					施設の用に供するその他の土地の面積	△																									
					求積表（各室別）	△																									
					建築年月日	△																									
					建物の室別明細	△																									
					附帯設備の明細	△																									
					主な備品の内訳	△																									
			第二条第一項第三号イ	施設の運営の方針			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○		○	○	○		○	○	○
			第二条第一項第三号ロ	入所定員			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	○
					男	△																									
					女	△																									
			第二条第一項第三号ハ	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○		○	○	○		○	○	○
			第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○	○	○	○	○		○	○	○
			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	○
			第二条第二項	地方独立行政法人は、法第第15条第３項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○	○	○			○	○	○					○		○	○	○	○	○		○	○	○

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設②（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式が

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
老人福祉施設	養護老人ホーム	設置の届出	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
					敷地の面積	△			○				○	○		○			○								○	○	
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△							○	○		○			○								○	○	
					建物の構造	△			○				○			○			○								○	○	
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△			○				○	○		○			○		○					○	○	○	
					棟数	△							○																
					施設の用に供するその他の土地の面積	△													○										○	
					求積表（各室別）	△																				○			
					建築年月日	△																							○
					建物の室別明細	△																							○
					附帯設備の明細	△																							○
					主な備品の内訳	△			○																	○			
			第二条第一項第三号イ	施設の運営の方針			○	○	○		○	○	○			○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			第二条第一項第三号ロ	入所定員			○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
					男	△									○														
					女	△									○														
			第二条第一項第三号ハ	職員の定数及び職務の内容			○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴			○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			第二条第二項	地方独立行政法人は、法第第15条第３項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○		○	○	○	○		○			○		○	○		○	○	○	○		

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人福祉施設																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
				設置主体		○			○																						
				経営主体		○			○																						
				職員の職種		○																						○		
				施設の地理的状況		○			○		○			○		○									○					○
				設備の概要（種類・数量）		○		○			○			○		○			○		○									
				施設の整備費	整備費総額	○																								
					財源内訳	○																								
				運営の責任者及び養護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴		○		○																						
				資産の状況　資産総額／負債総額／財産目録		○		○																	○					
				老人ホームの創設又は既存施設の改造，拡張又は修理の別及びその必要な理由		○																								
				認可年月日		○																								
				条例その他の諸規程 ※添付書類にて確認		○							○	○																
				運営規程／重要事項説明書 ※添付書類にて確認		○		○	○																			○		
				従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※添付書類にて確認		○		○																						
				施設の組織体制図 ※添付書類にて確認		○		○																						
				予算書 ※添付書類にて確認		○		○	○																			○		
				診療所開設許可証写し ※添付書類にて確認		○		○					○																	
				「関係書類を添えて届け出ます」と記載有 ※添付書類にて確認		○																		○						
				市町村が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度歳入歳出予算書（又は抄本）、地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度収入支出予算書（又は抄本） ※添付書類にて確認		○			○					○											○						
				施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村以外の者）/同意書 ※添付書類にて確認		○			○		○			○		○											○					○
				職員名簿／役員名簿 ※添付書類にて確認		○		○																						○	
				役員会議事録（養護老人ホームの設置を決定した役員会）　※地方独立行政法人のみ ※添付書類にて確認		○		○																							
				資格を証明するもの ※添付書類にて確認		○		○	○				○																	○	
				定款その他の基本約款 ※添付書類にて確認		○			○																						
				工事検査済証の写し ※添付書類にて確認		○																									
				診療所開設許可証の写し ※添付書類にて確認		○																									
				建築基準法第６条第１項の確認を受けたことを証する書類 ※添付書類にて確認		○							○																		
				協力医療機関を確認できる書類 ※添付書類にて確認		○							○																		
				その他知事が指示するもの ※添付書類にて確認		○			○																						
				設置条例 ※添付書類にて確認		○																									
				就業規則又はこれに類するもの ※添付書類にて確認		○																									
				医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し ※添付書類にて確認		○							○																		
				設置計画書 ※添付書類にて確認		○																									

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
				設置主体		○																							1
				経営主体		○																							1
				職員の職種		○																							1
				施設の地理的状況		○		○													○			○	○			○	11
				設備の概要（種類・数量）		○							○	○		○													9
				施設の整備費	整備費総額	○								○															1
					財源内訳	○								○															1
				運営の責任者及び養護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴		○								○		○													3
				資産の状況　資産総額／負債総額／財産目録		○		○													○							○	5
				老人ホームの創設又は既存施設の改造，拡張又は修理の別及びその必要な理由		○								○															1
				認可年月日		○									○														1
				条例その他の諸規程 ※添付書類にて確認		○																							2
				運営規程／重要事項説明書 ※添付書類にて確認		○																						○	4
				従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※添付書類にて確認		○																							1
				施設の組織体制図 ※添付書類にて確認		○																							1
				予算書 ※添付書類にて確認		○																						○	4
				診療所開設許可証写し ※添付書類にて確認		○																							2
				「関係書類を添えて届け出ます」と記載有 ※添付書類にて確認		○																							1
				市町村が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度歳入歳出予算書（又は抄本）、地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度収入支出予算書（又は抄本） ※添付書類にて確認		○																							3
				施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村以外の者）/同意書 ※添付書類にて確認		○		○													○			○	○			○	11
				職員名簿／役員名簿 ※添付書類にて確認		○								○															3
				役員会議事録（養護老人ホームの設置を決定した役員会）　※地方独立行政法人のみ ※添付書類にて確認		○																							1
				資格を証明するもの ※添付書類にて確認		○																							4
				定款その他の基本約款 ※添付書類にて確認		○		○													○							○	4
				工事検査済証の写し ※添付書類にて確認		○								○															1
				診療所開設許可証の写し ※添付書類にて確認		○								○															1
				建築基準法第６条第１項の確認を受けたことを証する書類 ※添付書類にて確認		○																							1
				協力医療機関を確認できる書類 ※添付書類にて確認		○																							1
				その他知事が指示するもの ※添付書類にて確認		○															○								2
				設置条例 ※添付書類にて確認		○																		○				○	2
				就業規則又はこれに類するもの ※添付書類にて確認		○																		○					1
				医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し ※添付書類にて確認		○																		○					2
				設置計画書 ※添付書類にて確認		○																						○	1

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																						
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
	特別養護老人ホーム	設置の届出	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地				○	○		○		○	○					○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要				○	○		○		○	○					○		○		○		○	○	○		○	○	○
					敷地の面積	△		○																							
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△		○													○										
					建物の構造	△		○																							
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△		○	○				○						○		○									○	○
					棟数	△																									
					施設の用に供するその他の土地の面積	△																									
					求積表（各室別）	△																									
					建築年月日	△																									
					建物の室別明細	△																									
					附帯設備の明細	△																									
					主な設備の概要	△		○																							
					主な備品の内訳	△																									
			第二条第一項第四号イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程				○			○		○						○		○		○			○	○			○	
			第二条第一項第四号ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要				○	○		○		○						○		○		○			○	○		○	○	
			第二条第一項第四号ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態				○	○		○		○						○		○		○			○	○		○	○	
			第二条第一項第四号ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	名称	△		○	○		○		○						○		○		○			○	○		○	○	
					診療科名	△		○			○		○						○		○		○			○	○		○	○	
					契約内容	△		○	○		○		○						○		○		○			○	○			○	
			第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	氏名	△		○	○		○		○	○					○		○		○	○	○	○	○		○	○	○
					役職	△		○																							
					性別・生年月日	△																									○
					経歴	△		○	○		○		○	○					○		○		○		○	○	○		○	○	○
			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日				○	○		○		○	○					○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。				○	○		○			○							○		○		○	○	○		○	○	○

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
	特別養護老人ホーム	設置の届出	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○	○	
			第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○	○	
					敷地の面積	△							○			○			○								○	○	
					建物の面積（建面積、延べ面積）	△							○			○			○								○	○	
					建物の構造	△							○			○			○								○	○	
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△							○			○			○		○			○		○	○	○	
					棟数	△							○																
					施設の用に供するその他の土地の面積	△													○									○	
					求積表（各室別）	△																				○			
					建築年月日	△																						○	
					建物の室別明細	△																						○	
					附帯設備の明細	△																						○	
					主な設備の概要	△																							
					主な備品の内訳	△																				○			
			第二条第一項第四号イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○		
			第二条第一項第四号ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○		
			第二条第一項第四号ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○		
			第二条第一項第四号ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	名称	△	○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○		
					診療科名	△	○		○		○	○				○	○		○		○	○		○		○	○		
					契約内容	△	○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○		
			第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	氏名	△	○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○	○	
					役職	△							○			○													
					性別・生年月日	△																							
					経歴	△	○	○	○		○	○				○	○		○		○	○		○		○	○	○	
			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日			○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○	○	
			第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。			○	○	○		○	○	○			○			○		○	○		○		○	○		

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
				入所定員		○			○										○		○		○		○			○	○	○	○
				入所者の処遇の内容及び費用の額		○													○				○							○	
				施設の利用に当たっての留意事項		○													○				○								
				緊急時等における対応方法		○													○												
				非常災害対策		○													○				○								
				虐待の防止のための措置に関する事項		○													○												
				その他施設の運営に関する重要事項		○													○				○							○	
				施設の地理的状況		○								○												○					○
				資産の状況　資産総額／負債総額／財産目録		○																				○					
				事業を行おうとする区域		○																							○		
				条例その他の諸規程 ※添付書類にて確認		○							○	○															○		
				「関係書類を添えて届け出ます」と記載有 ※添付書類にて確認		○																		○							
				資格を証明するもの ※添付書類にて確認		○		○	○				○																	○	○
				予算書 ※添付書類にて確認		○		○						○											○				○		
				施設整備及び設備整備関係収支計算書 ※添付書類にて確認		○			○																						
				診療所開設許可証写し ※添付書類にて確認		○		○					○																		
				建築基準法第６条第１項の確認を受けたことを証する書類 ※添付書類にて確認		○							○																		
				協力医療機関を確認できる書類 ※添付書類にて確認		○							○																		
				その他知事が指示するもの ※添付書類にて確認		○			○																						
				職員名簿／役員名簿 ※添付書類にて確認		○		○																							
				役員会議事録（養護老人ホームの設置を決定した役員会）　※地方独立行政法人のみ ※添付書類にて確認		○		○																							
				施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村以外の者）/同意書 ※添付書類にて確認		○			○		○			○												○					
				定款その他の基本約款 ※添付書類にて確認		○			○																						
				設置条例 ※添付書類にて確認		○																									
				就業規則又はこれに類するもの ※添付書類にて確認		○																									
				医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し ※添付書類にて確認		○																									

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
				入所定員		○																						○	10
				入所者の処遇の内容及び費用の額		○																							3
				施設の利用に当たっての留意事項		○																							2
				緊急時等における対応方法		○																							1
				非常災害対策		○																							2
				虐待の防止のための措置に関する事項		○																							1
				その他施設の運営に関する重要事項		○																							3
				施設の地理的状況		○																		○				○	5
				資産の状況　資産総額／負債総額／財産目録		○		○													○							○	4
				事業を行おうとする区域		○																							1
				条例その他の諸規程 ※添付書類にて確認		○																							3
				「関係書類を添えて届け出ます」と記載有 ※添付書類にて確認		○																							1
				資格を証明するもの ※添付書類にて確認		○																				○			6
				予算書 ※添付書類にて確認		○																							4
				施設整備及び設備整備関係収支計算書 ※添付書類にて確認		○																							1
				診療所開設許可証写し ※添付書類にて確認		○																							2
				建築基準法第６条第１項の確認を受けたことを証する書類 ※添付書類にて確認		○																							1
				協力医療機関を確認できる書類 ※添付書類にて確認		○																							1
				その他知事が指示するもの ※添付書類にて確認		○																							1
				職員名簿／役員名簿 ※添付書類にて確認		○																							1
				役員会議事録（養護老人ホームの設置を決定した役員会）　※地方独立行政法人のみ ※添付書類にて確認		○																							1
				施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村以外の者）/同意書 ※添付書類にて確認		○		○													○			○				○	8
				定款その他の基本約款 ※添付書類にて確認		○		○													○							○	4
				設置条例 ※添付書類にて確認		○																		○				○	2
				就業規則又はこれに類するもの ※添付書類にて確認		○																		○					1
				医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し ※添付書類にて確認		○																		○					1

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設③（有料老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人福祉施設 1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																								
老人福祉施設	有料老人ホーム	設置の届出					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			老人福祉法第二十九条第一項 第一号	施設の名称及び設置予定地	土地については区画及び面積を明らかにした図面、建物については配置図、平面図及び立面図	△	○							○			○								○	
					土地及び建物の権原を証する書類	△										○										
					土地賃貸借契約書（借地の場合）及び建物賃貸借契約書（借家の場合）	△																				
			老人福祉法第二十九条第一項 第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
			第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
			第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第四号	施設において供与をされる介護等の内容				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第八号	施設の運営の方針				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十号	職員の配置の計画				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容				○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十五号	長期の収支計画				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
				事業計画書及び収支予算書		○	○							○												
				市場調査等による入所者の見込み		○								○												
				医療施設との連携の内容		○								○		○										
				施設建設に係る見積額が確認できる書類		○							○													
				事業に係る資金の調達方法が確認できる書類		○							○													
				役員及び施設管理者の履歴書		○										○										
				施設の類型　介護付（専用型･混合型）・ 住宅型 ・ 健康型		○													○							
				経営者の住所･氏名		○															○					
				入居契約上で定める要介護状態になった場合の取扱い		○															○					
				各項目の詳細（別紙）		○																○				
				重要事項説明書		○																				
				事前協議時からの変更箇所一覧		○																				
				運営管理規定		○																				
				給食業務提携委託契約書		○																				
				設置者の経歴･資産の状況		○																				
				実務を担当する幹部職員の氏名･経歴		○																				
				その他参考資料（知事が必要と認める書類）		○	○	○	○								○									

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設③（有料老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																								
老人福祉施設	有料老人ホーム	設置の届出	老人福祉法第二十九条第一項 第一号	施設の名称及び設置予定地			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					土地については区画及び面積を明らかにした図面、建物については配置図、平面図及び立面図	△					○									○						○
					土地及び建物の権原を証する書類	△	○				○															
					土地賃貸借契約書（借地の場合）及び建物賃貸借契約書（借家の場合）	△																				
			老人福祉法第二十九条第一項 第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地			○		○	○	○		○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第四号	施設において供与をされる介護等の内容				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第八号	施設の運営の方針			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十号	職員の配置の計画			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
			第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○		○
			第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十五号	長期の収支計画			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				事業計画書及び収支予算書		○																				
				市場調査等による入所者の見込み		○					○								○						○	
				医療施設との連携の内容		○					○									○					○	
				施設建設に係る見積額が確認できる書類		○																				○
				事業に係る資金の調達方法が確認できる書類		○																				
				役員及び施設管理者の履歴書		○																				○
				施設の類型　介護付（専用型･混合型）・ 住宅型 ・ 健康型		○																				
				経営者の住所･氏名		○																				
				入居契約上で定める要介護状態になった場合の取扱い		○																				
				各項目の詳細（別紙）		○																				
				重要事項説明書		○													○							
				事前協議時からの変更箇所一覧		○				○																
				運営管理規定		○																				○
				給食業務提携委託契約書		○																				
				設置者の経歴･資産の状況		○																				
				実務を担当する幹部職員の氏名･経歴		○																				
				その他参考資料（知事が必要と認める書類）		○																				

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設③（有料老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法												
老人福祉施設	有料老人ホーム	設置の届出	老人福祉法第二十九条第一項 第一号	施設の名称及び設置予定地			○		○	○	○	○	○	
					土地については区画及び面積を明らかにした図面、建物については配置図、平面図及び立面図	△				○			○	
					土地及び建物の権原を証する書類	△				○				
					土地賃貸借契約書（借地の場合）及び建物賃貸借契約書（借家の場合）	△				○				
			老人福祉法第二十九条第一項 第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地			○		○	○	○		○	
			第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			○		○	○	○	○	○	
			第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日			○		○	○	○	○	○	
			第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所			○		○	○	○	○	○	
			第二十条の五 第四号	施設において供与をされる介護等の内容			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第八号	施設の運営の方針			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数			○		○	○	○	○		
			第二十条の五 第十号	職員の配置の計画			○		○		○	○		
			第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額			○		○		○	○		
			第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類			○				○	○		
			第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容			○			○	○			
			第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法			○		○		○	○		
			第二十条の五 第十五号	長期の収支計画			○		○		○	○		
			第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書			○		○	○	○	○		
				事業計画書及び収支予算書		○							○	3
				市場調査等による入所者の見込み		○			○					5
				医療施設との連携の内容		○			○	○				7
				施設建設に係る見積額が確認できる書類		○								2
				事業に係る資金の調達方法が確認できる書類		○								1
				役員及び施設管理者の履歴書		○				○			○	4
				施設の類型　介護付（専用型･混合型）・ 住宅型 ・ 健康型		○								1
				経営者の住所･氏名		○								1
				入居契約上で定める要介護状態になった場合の取扱い		○								1
				各項目の詳細（別紙）		○								1
				重要事項説明書		○				○				2
				事前協議時からの変更箇所一覧		○								1
				運営管理規定		○				○				2
				給食業務提携委託契約書		○				○				1
				設置者の経歴･資産の状況		○							○	1
				実務を担当する幹部職員の氏名･経歴		○							○	1
				その他参考資料（知事が必要と認める書類）		○	○							5

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設④（軽費老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																						
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
老人福祉施設	軽費老人ホーム	設置の届出	社会福祉法第六十二条第一項 第一号	施設の名称及び種類			△	△	○	△	△		△		○	○			○				○	○			○	○		○	○
			社会福祉法第六十二条第一項 第二号	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			△	△	△	○	○		○		○	○			○				○	○			△	△		○	○
			社会福祉法第六十二条第一項 第三号	条例、定款その他の基本約款			○	○	○	○	○		○		○	○			○				○	○			○	○		○	○
			社会福祉法第六十二条第一項 第四号	建物その他の設備の規模及び構造			○	○	○	○	○		○		○	○			○				○	○			○	○		○	○
					主な設備の概要	△		○																○							
					敷地面積	△	○	○																			○	○			○
					施設の用に供するその他の土地の面積	△																									
					建築面積	△	○	○																			○	○			○
					延べ床面積	△	○	○																			○				○
					建物の構造	△		○																			○	○			○
					別添平面図、求積表（各室別）	△																									
					建築基準法による検査済証の写しのとおり	△																									
					建物の室別明細	△																									
					建物の配置状況等	△																									
					附帯設備の明細	△																									
					規模(名称、面積)	△																					○				○
					入所予定者	△																									
					備考	△																					○				○
			社会福祉法第六十二条第一項 第五号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○		○		○	○			○				○	○			○	○		○	○
			社会福祉法第六十二条第一項 第六号	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴			△	○	○	○	○		○		○	○			○				○				○	△			○
					幹部職員の職名	△	○	○																				○			
					幹部職員の無給/有給	△	○																					○			
					備考(その他の職員)	△	○																					○			
					施設の長その他主な職員の氏名および経歴	△																		○						○	
					施設の管理者の資産状況	△																									
			社会福祉法第六十二条第一項 第七号	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法				○	○	○	○		○		○	○			○				○	○			○	○		○	○

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設④（軽費老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
老人福祉施設	軽費老人ホーム	設置の届出	社会福祉法第六十二条第一項 第一号	施設の名称及び種類			○	○	○	○	○			○	○		○	△	○	○	○	○		○		○		△	
			社会福祉法第六十二条第一項 第二号	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			○	○	○	△	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		△	
			社会福祉法第六十二条第一項 第三号	条例、定款その他の基本約款			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	
			社会福祉法第六十二条第一項 第四号	建物その他の設備の規模及び構造			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	
					主な設備の概要	△				○									○										
					敷地面積	△			○	○					○				○										
					施設の用に供するその他の土地の面積	△													○										
					建築面積	△			○						○				○										
					延べ床面積	△													○										
					建物の構造	△			○	○					○				○										
					別添平面図、求積表（各室別）	△																		○		○			
					建築基準法による検査済証の写しのとおり	△																		○		○			
					建物の室別明細	△																						○	
					建物の配置状況等	△																						○	
					附帯設備の明細	△																						○	
					規模(名称、面積)	△			○	○					△														
					入所予定者	△									○														
					備考	△																							
			社会福祉法第六十二条第一項 第五号	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	
			社会福祉法第六十二条第一項 第六号	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○			
					幹部職員の職名	△													○					○					
					幹部職員の無給/有給	△																							
					備考(その他の職員)	△																							
					施設の長その他主な職員の氏名および経歴	△				○																		○	
					施設の管理者の資産状況	△									○						○								
			社会福祉法第六十二条第一項 第七号	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○			

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
				生年月日		○																								
				届出者		○																				○			○	○
				申請者		○																					○			
				社会福祉法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	△	△	○		○		○		○	○			○				○	△							
				代表者の職		○		○																						
				施設の所在地		○	○	○	○		○					○			○					○			○	○		○	○
				施設の目的		○																								
				市町村長		○	○		○															○						
				市区町村		○													○											
				社会福祉法人の理事長		○																								
				入所定員		○	○	○	○							○			○					○			○			○	○
				現在員		○	○																							
				事業経営の方法及び入所者に対する処遇の方法		○	○																							
				主要な設備の名称及び員数		○	○																				○			
				電話番号		○		○																						
				FAX番号		○		○																						
				電子メール		○																								
				経営主体(氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況)		○			○																						○
				施設の運営の方針		○			○															○						○	
				職員の定数及び職務の内容		○			○															○						○	
				職員の勤務体制及び勤務形態		○													○												
				施設の地理的状況		○													○											○	
				施設の利用料金		○																		○							
				当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法		○																									
				建物その他の設備の使用の権限		○																									
				経理の方針		○																								
				事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置		○																									
				土地の状況		○																								
				その他/参考事項		○									○															

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
				生年月日		○																○							1
				届出者		○																						○	4
				申請者		○																							1
				社会福祉法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○	△	○			△			△	△	△	○	△	△		△		○			12
				代表者の職		○		○												○									3
				施設の所在地		○	○	○	○	○	○								○	○				○				○	20
				施設の目的		○																						○	1
				市町村長		○	○							○			○	○		○						○			9
				市区町村		○																							1
				社会福祉法人の理事長		○	○																						1
				入所定員		○			○	○									○	○								○	14
				現在員		○																							1
				事業経営の方法及び入所者に対する処遇の方法		○																							1
				主要な設備の名称及び員数		○																							2
				電話番号		○			○	○																			3
				FAX番号		○																							1
				電子メール		○			○																				1
				経営主体(氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況)		○																							2
				施設の運営の方針		○				○										○								○	6
				職員の定数及び職務の内容		○			○	○										○								○	7
				職員の勤務体制及び勤務形態		○																							1
				施設の地理的状況		○														○								○	4
				施設の利用料金		○																							1
				当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法		○										○					○								2
				建物その他の設備の使用の権限		○										○					○								2
				経理の方針		○										○					○								2
				事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置		○										○					○								2
				土地の状況		○																						○	1
				その他/参考事項		○																○							2

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
	軽費老人ホーム	設置認可の申請	社会福祉法第六十二条第三項	施設の名称及び種類			△		○	△	○		△			○			○				○	○			○			○	○
			社会福祉法第六十二条第三項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			△		○	○	○		○			○			○				○	○			△			○	○
					設置主体及びその資産の状況（個人のときは、その経歴）	△			○																						
					申請者の経歴及び資産状況	△																									
			社会福祉法第六十二条第三項	条例、定款その他の基本約款			○		○	○	○		○			○			○				○	○			○			○	○
			社会福祉法第六十二条第三項	建物その他の設備の規模及び構造			○		○	○	○		○						○				○	○			○			○	○
					主な設備の概要	△																		○						○	
					敷地面積	△	○																				○				○
					施設の用に供するその他の土地の面積	△																									
					建築面積	△	○																				○				○
					延べ床面積	△	○																				○				○
					建物の構造	△																					○				○
					別添平面図、求積表（各室別）	△																									
					建築基準法による検査済証の写しのとおり	△																									
					建物の室別明細	△																									
					建物の配置状況等	△																									
					附帯設備の明細	△																									
					規模(名称、面積)	△																					○				○
					入所予定者	△																									
					備考	△																					○				○
			社会福祉法第六十二条第三項	事業開始の予定年月日			○		○	○	○		○			○			○				○	○			○			○	○
			社会福祉法第六十二条第三項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴			△		○	○	○		○			○			○				○				○				○
					幹部職員の職名	△	○																								
					幹部職員の無給/有給	△	○																								
					備考(その他の職員)	△	○																								
					施設の長その他主な職員の氏名および経歴	△																		○						○	
					管理者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	△																									○
			社会福祉法第六十二条第三項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法					○	○	○		○			○			○				○	○			○			○	○
			社会福祉法第六十二条第三項 第一号	当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法					○	○	○		○			○			○				○	○							
			社会福祉法第六十二条第三項 第二号	施設の管理者の資産状況					○	○	○		○						○				○	○							
			社会福祉法第六十二条第三項 第三号	建物その他の設備の使用の権限					○	○	○		○			○			○				○	○							
			社会福祉法第六十二条第三項 第四号	経理の方針					○	○	○		○			○			○				○	○							
			社会福祉法第六十二条第三項 第五号	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置					○	○	○		○			○			○				○	○							

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
	軽費老人ホーム	設置認可の申請	社会福祉法第六十二条第三項	施設の名称及び種類			○	○	○	○	○			○	○		○	△	○	○		○		○		○		△	
			社会福祉法第六十二条第三項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			○	○	○	△	○			○	○		○	○	△	○		○		○		○		○	
					設置主体及びその資産の状況（個人のときは、その経歴）	△																							
					申請者の経歴及び資産状況	△													○										
			社会福祉法第六十二条第三項	条例、定款その他の基本約款			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
			社会福祉法第六十二条第三項	建物その他の設備の規模及び構造			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○		○		○		○		○	
					主な設備の概要	△				○									○										
					敷地面積	△			○	○					○				○										
					施設の用に供するその他の土地の面積	△													○										
					建築面積	△				○					○				○										
					延べ床面積	△													○										
					建物の構造	△			○	○					○				○										
					別添平面図、求積表（各室別）	△																		○		○			
					建築基準法による検査済証の写しのとおり	△																		○		○			
					建物の室別明細	△																						○	
					建物の配置状況等	△																						○	
					附帯設備の明細	△																						○	
					規模(名称、面積)	△			○	○					△														
					入所予定者	△									○														
					備考	△																							
			社会福祉法第六十二条第三項	事業開始の予定年月日			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○		○		○		○		○	
			社会福祉法第六十二条第三項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
					幹部職員の職名	△																		○					
					幹部職員の無給/有給	△																							
					備考(その他の職員)	△																							
					施設の長その他主な職員の氏名および経歴	△				○																		○	
					管理者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	△																							
			社会福祉法第六十二条第三項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
			社会福祉法第六十二条第三項 第一号	当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
			社会福祉法第六十二条第三項 第二号	施設の管理者の資産状況			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
			社会福祉法第六十二条第三項 第三号	建物その他の設備の使用の権限			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			
			社会福祉法第六十二条第三項 第四号	経理の方針			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○		○	
			社会福祉法第六十二条第三項 第五号	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置			○	○	○		○			○	○		○	○	○	○		○		○		○			

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
				申請者		○																					○			○	○
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			○		○		○			○			○				○	○							
				生年月日		○																									
				代表者の職		○																									
				施設の所在地		○	○		○							○			○					○			○			○	○
				施設の目的		○																									
				入所定員		○	○		○							○			○					○			○			○	○
				現在員		○	○																								
				事業経営の方法及び入所者に対する処遇の方法		○	○																								
				設置者が法人団体の場合の代表者氏名		○	○																								
				主要な設備の名称及び員数		○	○																								
				電話番号		○																									
				電子メール		○																									
				経営主体(氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況)		○			○																						
				施設の運営の方針		○			○																					○	
				職員の定数及び職務の内容		○			○										○					○						○	
				施設の地理的状況		○													○											○	○
				施設の利用料金		○																		○							
				土地の状況		○																									
				その他/参考事項		○																									

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
				申請者		○	○																					○	5
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○	△	○			△	△				△	○		△		△					11
				生年月日		○																○							1
				代表者の職		○		○												○									2
				施設の所在地		○	○	○	○	○	○								○	○				○				○	17
				施設の目的		○																						○	1
				入所定員		○			○	○									○	○								○	13
				現在員		○																							1
				事業経営の方法及び入所者に対する処遇の方法		○																							1
				設置者が法人団体の場合の代表者氏名		○																							1
				主要な設備の名称及び員数		○																							1
				電話番号		○			○	○																			2
				電子メール		○			○																				1
				経営主体(氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況)		○																							1
				施設の運営の方針		○				○										○								○	5
				職員の定数及び職務の内容		○			○	○										○								○	8
				施設の地理的状況		○														○								○	5
				施設の利用料金		○																							1
				土地の状況		○																						○	1
				その他/参考事項		○																○							1

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設⑤（老人福祉センター）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	事業開始の届出 老人福祉施設																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
老人福祉施設	老人福祉センター	設置の届出	社会福祉法第六十九条第一項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地			○		○	○	○		○						○								○	○			○
					経営者の経歴及び資産の状況	△				○																					
			社会福祉法第六十九条第一項	事業の種類及び内容			○		○	○	○		○						○					○			○	○			○
			社会福祉法第六十九条第一項	条例、定款その他の基本約款			○		○	○	○		○						○					○			○	○			○
				施設の名称・所在地		○	○			○			○						○					○			○				○
				施設の地理的状況		○			○										○					○							
				施設の運営方針		○			○																		○				○
				施設管理者の氏名・経歴		○	○		○																						
				事業開始年月日		○	○			○			○						○					○			○	○			○
				事業経営の方法		○	○																					○			
				事業計画書及び収支予算書		○	○																	○							
				設置・経営主体		○			○		○																				
				職員の状況（勤務の体制及び勤務形態、定数及び職務の内容）		○			○										○												
				建物の規模及び構造並びに設備の概要		○			○	○									○					○							
				施設の位置図及び平面図		○			○																		○				○
				収容人員・利用料の有無及びその金額		○			○															○							
				利用者に対する処遇の方法		○													○												
				その他参考資料・事項		○																					○				○

都道府県別届出項目_新規_老人福祉施設⑤（老人福祉センター）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
老人福祉施設	老人福祉センター	設置の届出	社会福祉法第六十九条第一項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地			○				○			○			○		○	○		○			○	○		○	
					経営者の経歴及び資産の状況	△														○									
			社会福祉法第六十九条第一項	事業の種類及び内容			○				○			○			○		○	○		○			○	○		○	
			社会福祉法第六十九条第一項	条例、定款その他の基本約款			○				○			○			○		○	○		○			○	○		○	
				施設の名称・所在地		○	○				○			○						○						○		○	13
				施設の地理的状況		○														○									4
				施設の運営方針		○														○									4
				施設管理者の氏名・経歴		○														○									3
				事業開始年月日		○	○				○			○						○		○				○		○	15
				事業経営の方法		○																							2
				事業計画書及び収支予算書		○																							2
				設置・経営主体		○																							2
				職員の状況（勤務の体制及び勤務形態、定数及び職務の内容）		○														○									3
				建物の規模及び構造並びに設備の概要		○														○									5
				施設の位置図及び平面図		○																							3
				収容人員・利用料の有無及びその金額		○																							2
				利用者に対する処遇の方法		○																							1
				その他参考資料・事項		○																○							3

都道府県別届出項目_変更_老人居宅生活支援事業、老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター）

※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	変更 老人福祉施設 1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																			
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名			○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
	老人デイサービス事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名			○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	△	△							△		△			△
	老人短期入所事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名			○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	△	△							△		△			△
	小規模多機能型居宅介護事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名			○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	△	△							△		△			△
	認知症対応型老人共同生活援助事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名			○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	△	△							△		△			△
	複合型サービス福祉事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容			○	○	○				△	△		△		△		△	△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所又は主たる事務所の所在地	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名	経歴	△	○														
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）			○	△	△							△		△			△

都道府県別届出項目_変更_老人居宅生活支援事業、老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センタ

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																			
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
	老人デイサービス事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）							△	○			△	△	△	○		
	老人短期入所事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）							△	○			△	△	△	○		
	小規模多機能型居宅介護事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）							△	○			△	△	△	○		
	認知症対応型老人共同生活援助事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）							△	○			△	△	△	○		
	複合型サービス福祉事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容							○	○		△	○		○				△
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）					○	○	○	○	○	○			○		○		○
					住所又は主たる事務所の所在地	△															
		変更	第一条の十	主な職員の氏名								○									
					経歴	△															
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）							△	○			△	△	△	○		

都道府県別届出項目_変更_老人居宅生活支援事業、老人福祉施設①（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センタ

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																						
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
	老人デイサービス事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				△	○	○					△					○	△		
	老人短期入所事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				△	○	○					△					○	△		
	小規模多機能型居宅介護事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				△	○	○					△					○	△		
	認知症対応型老人共同生活援助事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				△	○	○					△					○	△		
	複合型サービス福祉事業	変更	第一条の十	事業の種類及び内容				○	○	○	△	△	△	○	○				△		○			
		変更	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	
					住所又は主たる事務所の所在地	△							○											
		変更	第一条の十	主な職員の氏名					○	○											○			
					経歴	△				○											○			
		変更	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○											○			
		変更	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				△	○	○					△					○	△		

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	変更 老人福祉施設														
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
				届出者		○	○				○					○				○	○
				経営者		○								○							
				事業経営者		○							○								
				事業者		○															
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△
				代表者の職		○															
				変更年月日		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
				変更の事項(変更前/変更後)		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
				変更の内容(変更前/変更後)		○			○			○		○				○			○
				電話番号		○		○								○					
				FAX番号		○															
				電子メール		○															
				施設、サービスの拠点又は住居の名称		○		○	○												
				変更の理由		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
				市町村長		○									○						
				市区町村		○													○		
				変更による今後の措置方針等		○															
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○															
				変更後の事業計画への影響等		○															
				開始届出年月日		○															
				既変更届出年月日		○															
				条例、定款その他の基本約款		○															
				職員の定数及び職務の内容		○															
				その他/参考事項/備考		○						○					○			○	
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			○	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△		△	△
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○														
		変更	第三条の二	施設の長の氏名			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
	老人短期入所施設	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			○	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△		△	△
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○														
					敷地の面積	△	○														
					建物の面積	△	○														
					建物の構造	△	○														
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△	○														
					構造	△															
					設備	△															
					延床面積	△															
		変更	第三条の二	施設の長の氏名			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
					経歴	△															
					施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	△															
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
		変更	第三条の二	入所定員			○														
					入所定員の変更（減少）の場合は、現に入所している者に対する措置の方法	△															
	老人介護支援センター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			○	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△		△	△
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○														
		変更	第三条の二	施設の長の氏名			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）			○														
				変更年月日		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
				変更の事項(変更前/変更後)		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
				変更の内容(変更前/変更後)		○			○			○		○				○			○
				変更の理由		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
				届出者		○	○				○					○				○	○
				設置者		○							○	○							
				事業者		○															
				事業経営者		○															
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
				代表者の職		○															
				電子メール		○															
				市町村長		○									○						
				市区町村		○													○		
				電話番号		○										○					
				FAX番号		○															
				変更による今後の措置方針等		○															
				施設設置年月日		○															
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○															
				設置届出年月日		○															
				既変更届出年月日		○															
				変更後の事業への影響等		○															
				地理的状況		○															
				基本約款		○															
				職員の定数及び職務の内容		○															
				その他/参考事項/備考		○						○					○			○	

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																			
				届出者		○					○				○	○	○	○			
				経営者		○															
				事業経営者		○			○			○									
				事業者		○													○		
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○	○		△	○	○			△	○	○		○
				代表者の職		○												○			
				変更年月日		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
				変更の事項(変更前/変更後)		○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
				変更の内容(変更前/変更後)		○			○								○	○	○		○
				電話番号		○											○		○		
				FAX番号		○											○				
				電子メール		○													○		
				施設、サービスの拠点又は住居の名称		○															
				変更の理由		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○
				市町村長		○															
				市区町村		○															
				変更による今後の措置方針等		○		○													
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○			○												
				変更後の事業計画への影響等		○															○
				開始届出年月日		○								○							
				既変更届出年月日		○								○							
				条例、定款その他の基本約款		○															
				職員の定数及び職務の内容		○															
				その他/参考事項/備考		○					○								○		
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地					△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	○		○
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要								○									
		変更	第三条の二	施設の長の氏名					○	○		○	○	○			○		○		○
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）								○									
	老人短期入所施設	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地					△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	○		○
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要								○									
					敷地の面積	△															
					建物の面積	△															
					建物の構造	△															
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△															
					構造	△															
					設備	△															
					延床面積	△															
		変更	第三条の二	施設の長の氏名					○	○		○	○	○			○		○		○
					経歴	△															
					施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	△															
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）								○									
		変更	第三条の二	入所定員								○									
					入所定員の変更（減少）の場合は、現に入所している者に対する措置の方法	△															
	老人介護支援センター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地					△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	○		○
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要								○									
		変更	第三条の二	施設の長の氏名					○	○		○	○	○			○		○		○
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）								○									
				変更年月日		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○		○
				変更の事項(変更前/変更後)		○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
				変更の内容(変更前/変更後)		○			○								○	○	○		○
				変更の理由		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○
				届出者		○					○				○	○	○	○			
				設置者		○															
				事業者		○													○		
				事業経営者		○			○			○									
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○	○		△	○	○			○	○	○		○
				代表者の職		○												○			
				電子メール		○													○		
				市町村長		○															
				市区町村		○															
				電話番号		○											○		○		
				FAX番号		○											○				
				変更による今後の措置方針等		○		○													
				施設設置年月日		○			○												
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○			○												
				設置届出年月日		○								○							
				既変更届出年月日		○								○							
				変更後の事業への影響等		○															○
				地理的状況		○															
				基本約款		○															
				職員の定数及び職務の内容		○															
				その他/参考事項/備考		○					○								○		

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																						
				届出者		○	○	○						○			○					○	○	16
				経営者		○			○															2
				事業経営者		○				○					○									5
				事業者		○													○					2
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	△	○	△			○		△	○	○			△	△	○	△		25
				代表者の職		○																		1
				変更年月日		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	39
				変更の事項(変更前/変更後)		○	○	○			○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	35
				変更の内容(変更前/変更後)		○					○	○	○	○	○	○			○			○		18
				電話番号		○	○				○													6
				FAX番号		○																		1
				電子メール		○																		1
				施設、サービスの拠点又は住居の名称		○																		2
				変更の理由		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	33
				市町村長		○																		1
				市区町村		○																		1
				変更による今後の措置方針等		○																		1
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○																		1
				変更後の事業計画への影響等		○																		1
				開始届出年月日		○																		1
				既変更届出年月日		○																		1
				条例、定款その他の基本約款		○															○			1
				職員の定数及び職務の内容		○															○			1
				その他/参考事項/備考		○											○							6
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			△	○	△	△	○	△	△	○	○	△			○	△	○	△	△	
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要						○	○										○			
		変更	第三条の二	施設の長の氏名				○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						○	○										○			
	老人短期入所施設	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			△	○	△	△	○	△	△	○	○	△			○	△	○	△	△	
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要						○	○										○			
					敷地の面積	△				○											○			
					建物の面積	△																		
					建物の構造	△																		
					配置図、平面図、立面図並びに各室ごとの室名及び面積を明らかにした面積表	△																		
					構造	△															○			
					設備	△															○			
					延床面積	△				○											○			
		変更	第三条の二	施設の長の氏名				○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
					経歴	△				○														
					施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	△															○			
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						○	○										○			
		変更	第三条の二	入所定員						○	○										○			
					入所定員の変更（減少）の場合は、現に入所している者に対する措置の方法	△																	○	
	老人介護支援センター	変更	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地			△	○	△	△	○	△	△	○	○	△			○	△	○	△	△	
		変更	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要						○	○										○			
		変更	第三条の二	施設の長の氏名				○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
		変更	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						○	○										○			
				変更年月日		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	37
				変更の事項(変更前/変更後)		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	37
				変更の内容(変更前/変更後)		○					○	○	○	○	○	○			○		○	○		19
				変更の理由		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	34
				届出者		○	○	○			○			○								○	○	16
				設置者		○				○			○		○		○		○					7
				事業者		○																		1
				事業経営者		○																		2
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	△	○	△			○		△	○	○			△	△	○	△		27
				代表者の職		○	○																	2
				電子メール		○																		1
				市町村長		○			○						○									3
				市区町村		○																		1
				電話番号		○	○				○													5
				FAX番号		○																		1
				変更による今後の措置方針等		○																		1
				施設設置年月日		○																		1
				現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置		○																		1
				設置届出年月日		○																		1
				既変更届出年月日		○																		1
				変更後の事業への影響等		○																		1
				地理的状況		○				○														1
				基本約款		○				○														1
				職員の定数及び職務の内容		○															○			1
				その他/参考事項/備考		○											○							6

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	変更 老人福祉施設														
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
	老人福祉センター						△		△		△		△								
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地	設置者の氏名又は名称	△	○														
					設置者の住所又は事務所所在地	△	○														
					設置主体	△															
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容																	
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款					○												
				氏名		○	○		○	○	○		○								
				設置者		○				○			○								
				届出者		○					○										
				代表者の職		○															
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			○		○		○						○		
				変更した年月日		○	○		○	○	○		○						○		
				変更した事項(変更前/変更後)		○	○		○	○	○		○						○		
				変更内容(変更前/変更後)		○			○												
				変更の事由(理由)		○	○		○	○	○		○						○		
				変更後の措置		○	○		○												
				変更後の事業への影響等		○															
				施設の名称		○	○		○	○	○		○								
				施設の所在地		○	○		○	○			○								
				市区町村		○													○		
				市町村長		○															
				社会福祉法人の理事長		○															
				その他の者		○															
				設置した年月日		○															
				事業開始届出年月日		○															
				現に利用している者に対する措置		○															
				その他/参考事項/備考		○															

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割															
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
	老人福祉センター	変更	社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地		△						△					○				△
					設置者の氏名又は名称	△															
					設置者の住所又は事務所所在地	△															
					設置主体	△			○												
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容																	△
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款																	
				氏名		○			○			○	○				○				○
				設置者		○			○			○									
				届出者		○							○			○					
				代表者の職		○															
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○															○
				変更した年月日		○			○			○	○			○	○				○
				変更した事項(変更前/変更後)		○			○			○	○			○	○				○
				変更内容(変更前/変更後)		○											○				○
				変更の事由(理由)		○			○			○	○			○	○				○
				変更後の措置		○							○								
				変更後の事業への影響等		○															○
				施設の名称		○			○			○				○	○				○
				施設の所在地		○			○			○				○	○				○
				市区町村		○															
				市町村長		○											○				
				社会福祉法人の理事長		○											○				
				その他の者		○											○				
				設置した年月日		○			○												
				事業開始届出年月日		○											○				
				現に利用している者に対する措置		○															
				その他/参考事項/備考		○							○								

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																						
	老人福祉センター	変更	社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地	設置者の氏名又は名称	△						△		○						△			△	
					設置者の住所又は事務所所在地	△																		
					設置主体	△																		
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容										○	△						△			
		変更	社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款										○										
				氏名		○						○		○	○					○			○	15
				設置者		○			○					○	○		○							8
				届出者		○																	○	4
				代表者の職		○									○									1
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			△			○			○					△	○			8
				変更した年月日		○			○			○			○		○			○	○		○	19
				変更した事項(変更前/変更後)		○			○			○			○		○			○	○		○	19
				変更内容(変更前/変更後)		○						○			○						○			6
				変更の事由(理由)		○			○						○		○				○			16
				変更後の措置		○																		3
				変更後の事業への影響等		○																		1
				施設の名称		○						○			○						○			13
				施設の所在地		○						○			○									11
				市区町村		○																		1
				市町村長		○									○						○			3
				社会福祉法人の理事長		○																		1
				その他の者		○																		1
				設置した年月日		○																		1
				事業開始届出年月日		○																		1
				現に利用している者に対する措置		○									○									1
				その他/参考事項/備考		○											○				○			3

都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設②（有料老人ホーム、軽費老人ホーム） ※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	変更 老人福祉施設																					
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県
老人福祉施設	有料老人ホーム	変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等				○	○					○				○			○			○					
		変更	第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所																	○								
		変更	第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容																	○								
		変更	第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要																	○								
		変更	第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類																									
		変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書																									
		変更	第二十条の五の二	施設の運営の方針																	○								
		変更	第二十条の五の二	入居定員及び居室数																	○								
		変更	第二十条の五の二	職員の配置の計画																	○								
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額																	○								
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類																									
		変更	第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容																									
		変更	第二十条の五の二	長期の収支計画																	○								
				施設の名称		○	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○		○		○	○	○		○
				施設所在地		○	○	○	○				○		○	○				○	○		○			○	○		○
				設置者・代表者の氏名又は名称（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		○	○			○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○				○	
				設置者の住所又は事務所所在地		○	○				○		○	○			○	○	○		○	○		○				○	
				変更年月日		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
				設置年月日		○																							
				変更した事項（変更前／変更後 含む）		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
				変更の事由／理由		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
				備考／その他／参考事項		○	○	○				○			○				○	○						○			
				変更後の措置		○			○								○												
				変更内容（変更前／変更後 含む）		○						○		○	○			○			○		○						
				変更の状況		○														○									
				設置届出年月日		○																	○						○
				既変更届出年月日		○																							○
				入所者に対する措置		○																						○	
				変更の時期		○																							
				有料老人ホーム情報開示等一覧表 ※添付書類依頼		○		○																					
				変更後の建物又は設備に係る土地についての区画及び面積を明らかにした図面並びに変更後の建物又は設備に係る配置図、平面図及び立面図 ※添付書類依頼		○								○							○								
				変更後の入居契約書 ※添付書類依頼		○								○				○			○								
				新施設長の業務経歴書等 ※添付書類依頼		○																							
				変更に係る議事録謄本 ※添付書類依頼		○											○												
				変更事項を 確認する資料及び図書／明らかにする書類／係る関係書類 ※添付書類依頼		○											○												
	軽費老人ホーム	変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類			△	△	△		△		△	△				△						△			△		
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			△	△		△	△		△	△										△			△		
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款				○																					
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	建物その他の設備の規模及び構造				○																					
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	事業開始の予定年月日			○	○																					
					設置年月日	△																		○					
					設置届出の年月日及び番号	△																							
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴				○																					
					施設長の氏名	△																							
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法				○																					
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法																									
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）経理の方針																									
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置																									
				担当者		○		○																					
				届出者		○					○																		
				社会福祉法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			○		○		○		○	○		○	○				○	△				△	
				生年月日		○																							
				市区町村		○													○										
				市町村長		○			○															○					
				入所定員		○																							
				職員の変動		○		○																					
				職員の定数及び職務の内容の変更		○		○																					
				運営規程及び重要事項説明書の変更		○		○																					
				土地又は建物に係る権利関係の変更		○		○																					
				施設の所在地		○	○	○	○				○											○			○		
				代表者の職		○		○																					
				変更した年月日(予定)		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○				○				○	○	
				変更の事由/理由		○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○			○	○	
				変更後の措置		○	○							○									○					○	
				変更事項(内容)変更前/変更後		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○				○	○			○	○	
				電話		○		○																					
				FAX番号		○		○																					
				電子メール		○																							
				変更後の事業への影響等		○																							
				その他/備考		○								○														○	

都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設②（有料老人ホーム、軽費老人ホーム） ※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																											
老人福祉施設	有料老人ホーム	変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等													○	○											
		変更	第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所														○											
		変更	第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容														○											
		変更	第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要														○											
		変更	第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類														○											
		変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書														○											
		変更	第二十条の五の二	施設の運営の方針														○											
		変更	第二十条の五の二	入居定員及び居室数														○											
		変更	第二十条の五の二	職員の配置の計画														○											
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額														○											
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類														○											
		変更	第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容														○											
		変更	第二十条の五の二	長期の収支計画														○											
				施設の名称		○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
				施設所在地		○	○	○	○	○			○		○			○	○		○	○	○			○	○	○	○
				設置者・代表者の氏名又は名称（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		○										○	○	○		○	○			○		○			
				設置者の住所又は事務所所在地		○											○	○			○					○			
				変更年月日		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○
				設置年月日		○			○																				
				変更した事項（変更前／変更後　含む）		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
				変更の事由／理由		○	○	○		○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
				備考／その他／参考事項		○																		○					
				変更後の措置		○																							
				変更内容（変更前／変更後　含む）		○			○	○			○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
				変更の状況		○																							
				設置届出年月日		○				○																			
				既変更届出年月日		○																							
				入所者に対する措置		○																○							
				変更の時期		○																		○					
				有料老人ホーム情報開示等一覧表 ※添付書類依頼		○																		○					
				変更後の建物又は設備に係る土地についての区画及び面積を明らかにした図面並びに変更後の建物又は設備に係る配置図、平面図及び立面図 ※添付書類依頼		○											○							○					
				変更後の入居契約書 ※添付書類依頼		○																		○					
				新施設長の業務経歴書等 ※添付書類依頼		○																		○					
				変更に係る議事録謄本 ※添付書類依頼		○																		○					
				変更事項を　確認する資料及び図書／明らかにする書類／係る関係書類 ※添付書類依頼		○	○	○															○	○					
	軽費老人ホーム	変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類			△	△	○	△	○	○	○						○		△	○				○		○	△
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況							△		△				△			△	△	△	△	△		△		○	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款																								○	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	建物その他の設備の規模及び構造								○																○	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	事業開始の予定年月日																								○	
					設置年月日	△			○																				
					設置届出の年月日及び番号	△				○																			
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴																								○	
					施設長の氏名	△						○																	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法																		○						○	
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法																									
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）経理の方針																									
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置																									
				担当者		○																							
				届出者		○	○	○																					○
				社会福祉法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			△	○	○	△	○			△	△		△		○	○		△		△		○	○
				生年月日		○																		○					
				市区町村		○																							
				市町村長		○			○							○			○			○						○	
				入所定員		○						○																	
				職員の変動		○																							
				職員の定数及び職務の内容の変更		○						△																	
				運営規程及び重要事項説明書の変更		○																							
				土地又は建物に係る権利関係の変更		○																							
				施設の所在地		○	○	○	○		○	○	○								○	○				○			○
				代表者の職		○				○																			
				変更した年月日(予定)		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○
				変更の事由/理由		○	○	○	○	○	○		○			○	○			○	○	○	○	○				○	○
				変更後の措置		○																							
				変更事項(内容)変更前/変更後		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○
				電話		○					○																		
				FAX番号		○																							
				電子メール		○					○																		
				変更後の事業への影響等		○							○																
				その他/備考		○					○	○												○				○	

都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設②（有料老人ホーム、軽費老人ホーム） ※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割		
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					47 沖縄県	独自項目の合計
老人福祉施設	有料老人ホーム	変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			○	
		変更	第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所				
		変更	第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容				
		変更	第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要				
		変更	第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類				
		変更	第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書				
		変更	第二十条の五の二	施設の運営の方針				
		変更	第二十条の五の二	入居定員及び居室数				
		変更	第二十条の五の二	職員の配置の計画				
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額				
		変更	第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類				
		変更	第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容				
		変更	第二十条の五の二	長期の収支計画				
				施設の名称		○	○	33
				施設所在地		○		27
				設置者・代表者の氏名又は名称（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		○	○	21
				設置者の住所又は事務所所在地		○	○	16
				変更年月日		○	○	39
				設置年月日		○		1
				変更した事項（変更前／変更後　含む）		○	○	40
				変更の事由／理由		○	○	38
				備考／その他／参考事項		○		8
				変更後の措置		○		2
				変更内容（変更前／変更後　含む）		○		20
				変更の状況		○		1
				設置届出年月日		○		3
				既変更届出年月日		○		1
				入所者に対する措置		○		2
				変更の時期		○		1
				有料老人ホーム情報開示等一覧表 ※添付書類依頼		○		2
				変更後の建物又は設備に係る土地についての区画及び面積を明らかにした図面並びに変更後の建物又は設備に係る配置図、平面図及び立面図 ※添付書類依頼		○		4
				変更後の入居契約書 ※添付書類依頼		○		4
				新施設長の業務経歴書等 ※添付書類依頼		○		1
				変更に係る議事録謄本 ※添付書類依頼		○		2
				変更事項を　確認する資料及び図書／明らかにする書類／係る関係書類 ※添付書類依頼		○		5
	軽費老人ホーム	変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類			△	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況			△	
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款				
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	建物その他の設備の規模及び構造				
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	事業開始の予定年月日				
					設置年月日	△		
					設置届出の年月日及び番号	△		
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴				
					施設長の氏名	△		
		変更	社会福祉法第六十三条第一項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			○	
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法				
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）経理の方針				
		変更	社会福祉法第六十三条第二項	（国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外）事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置				
				担当者		○		1
				届出者		○	○	5
				社会福祉法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		15
				生年月日		○		1
				市区町村		○		1
				市町村長		○		7
				入所定員		○		1
				職員の変動		○		1
				職員の定数及び職務の内容の変更		○		1
				運営規程及び重要事項説明書の変更		○		1
				土地又は建物に係る権利関係の変更		○		1
				施設の所在地		○		16
				代表者の職		○		2
				変更した年月日(予定)		○	○	32
				変更の事由/理由		○	○	30
				変更後の措置		○		4
				変更事項(内容)変更前/変更後		○	○	33
				電話		○		2
				FAX番号		○		1
				電子メール		○		1
				変更後の事業への影響等		○		1
				その他/備考		○		6

都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設③（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）

※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の ○：大分類追加 △：小分類分割	変更																						
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法					老人福祉施設																						
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県
老人福祉施設	養護老人ホーム	変更	第四条 第一号	施設の名称及び所在地			△	○	○	○	○		○	△	○	○		○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○
		変更	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		変更	第四条 第三号	施設の運営の方針			○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
				施設の種類		○	○		○							○		○							○	○	○		○	
				変更（予定）年月日		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
				変更理由		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○
				職員の変動		○		○																						
				設置者の名称及び住所		○		○																						
				条例、定款その他の基本約款		○		○																						
				施設の管理者の氏名及び経歴		○		○																						
				入所者に対する措置		○								○																
				添付書類		○							○	○																
				設置主体		○										○														
				経営主体		○										○														
				参考事項（備考）		○														○						○				
				設置した年月日		○																		○						
				開始届出年月日		○																							○	
				既変更届出年月日		○																							○	
				設置の届出又は認可の年月日及び番号		○																								
				変更後の事業への影響等		○																								
				土地又は建物に係る権利関係		○																								
				変更前の入所定員		○																								
				変更後の入所定員		○																								
	特別養護老人ホーム	変更	第四条 第一号	施設の名称及び所在地			△	○	○	○	○		○	△	○	○		○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○
		変更	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		変更	第四条 第三号	施設の運営の方針			○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
				施設の種類		○	○		○							○		○							○	○	○		○	
				変更（予定）年月日		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
				変更する理由		○	○		○	○	○			○	○	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○
				職員の変動		○		○																						
				設置者名称及び住所		○		○																						
				条例、定款その他の基本約款		○		○																						
				施設の管理者の氏名及び経歴		○		○																						
				入所者に対する措置		○								○																
				添付書類		○							○	○																
				設置主体		○										○														
				経営主体		○										○														
				参考事項		○														○						○				
				設置した年月日		○																		○						
				開始届出年月日		○																							○	
				既変更届出年月日		○																							○	
				設置の届出又は認可の年月日及び番号		○																								
				変更後の事業への影響等		○																								
				土地又は建物に係る権利関係		○																								
				変更前の入所定員		○																								
				変更後の入所定員		○																								

都道府県別届出項目_変更_老人福祉施設③（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がない

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の ○：大分類追加 △：小分類分割	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法																												
老人福祉施設	養護老人ホーム	変更	第四条 第一号	施設の名称及び所在地			○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△		○	○	○	○		○	○	△	○	△	
		変更	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		変更	第四条 第三号	施設の運営の方針			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
				施設の種類		○		○			○	○		○							○				○		○			15
				変更（予定）年月日		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	37
				変更理由		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	33
				職員の変動		○																								1
				設置者の名称及び住所		○																								1
				条例、定款その他の基本約款		○																								1
				施設の管理者の氏名及び経歴		○																								1
				入所者に対する措置		○															○									2
				添付書類		○																								2
				設置主体		○																								1
				経営主体		○																								1
				参考事項（備考）		○				○													○							4
				設置した年月日		○																								1
				開始届出年月日		○																								1
				既変更届出年月日		○																								1
				設置の届出又は認可の年月日及び番号		○			○																					1
				変更後の事業への影響等		○						○																		1
				土地又は建物に係る権利関係		○										○														1
				変更前の入所定員		○															○									1
				変更後の入所定員		○															○									1
	特別養護老人ホーム	変更	第四条 第一号	施設の名称及び所在地			○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△		○	○	○	○		○	○	△	○	△	
		変更	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		変更	第四条 第三号	施設の運営の方針			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
				施設の種類		○		○			○	○		○							○				○		○			15
				変更（予定）年月日		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	37
				変更する理由		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	33
				職員の変動		○																								1
				設置者名称及び住所		○																								1
				条例、定款その他の基本約款		○																								1
				施設の管理者の氏名及び経歴		○																								1
				入所者に対する措置		○															○									2
				添付書類		○																								2
				設置主体		○																								1
				経営主体		○																								1
				参考事項		○				○													○							4
				設置した年月日		○																								1
				開始届出年月日		○																								1
				既変更届出年月日		○																								1
				設置の届出又は認可の年月日及び番号		○			○																					1
				変更後の事業への影響等		○						○																		1
				土地又は建物に係る権利関係		○										○														1
				変更前の入所定員		○															○									1
				変更後の入所定員		○															○									1

都道府県別届出項目_休廃止 ※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則	都道府県の独自項目（大分類）	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ	休廃止																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法	条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載		○：大分類追加 △：小分類分割	老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	廃止又は休止の届出	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
				住所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		
				届出者		○	○													○	○									○	○
				氏名		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○	○	○		
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○				○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		
				事業の種類		○		○					○	○		○		○		○						○			○	○	
				事業の内容		○		○					○								○					○				○	
				廃止（休止）しようとする事業所の名称（老人居宅介護等事業の場合のみ）		○		○								○		○			○					○					○
				廃止（休止）しようとする施設、サービスの拠点又は住居の名称（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の場合のみ）		○		○	○																						○
				連絡先電話番号		○		○								○															
				連絡先FAX番号		○		○																							
				市町村町		○									○																
				参考事項		○														○						○					
				施設の所在地		○																				○					
				開始届出年月日		○																							○		
				既変更届出年月日		○																							○		
				財産の処分方法（廃止する場合）		○																							○		
				当該事業の用に供する施設の名称		○																									
				当該事業の用に供する施設の所在地		○																									
				現在の利用者数		○																									
				代表者の職		○																									
				電子メール		○																									
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	廃止又は休止の届出	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
					既変更届出年月日	△																							○		
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
				氏名		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○	○		
				住所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○	○		
				届出者		○	○				○					○				○	○					○				○	○
				設置者		○							○	○																	
				事業経営者		○																		○							
				事業者		○																									
				代表者の職		○																									
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		
				市町村長		○									○																
				市区町村		○													○												
				施設の名称		○		○	○		○		○	○		○		○		○	○			○	○	○	○		○	○	○
				施設の種類		○		○					○	○				○							○	○			○	○	○
				施設の所在地		○		○	○		○		○			○				○	○			○		○				○	○
				電話番号		○		○								○															
				FAX番号		○		○																							
				電子メール		○																									
				その他/参考事項		○											○			○						○					
				設置届出年月日		○																							○		
				財産の処分方法(廃止する場合)		○																							○		
				施設財産の見積額 (補助金を受けた部分の価格を明記すること。)		○																									
				現在の利用者数		○																									
				入所者の状況(定員/現員)		○																									○

都道府県別届出項目_休廃止　※都道府県の水色の塗りつぶしは該当様式がないことを示す

サービス種類 事業/施設	サービス種類 老人福祉法	種別 老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	廃止又は休止の届出	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
				住所		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	35
				届出者		○	○					○	○			○			○			○					○	○	13
				氏名		○	○		○		○		○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	32
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	○	○		○	○	○				○		○	○				○		○	○		26
				事業の種類		○					○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○				20
				事業の内容		○	○						○		○				○	○									10
				廃止（休止）しようとする事業所の名称（老人居宅介護等事業の場合のみ）		○	○						○	○													○		10
				廃止（休止）しようとする施設、サービスの拠点又は住居の名称（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の場合のみ）		○																							3
				連絡先電話番号		○	○					○				○													5
				連絡先FAX番号		○	○		○																				3
				市町村町		○																							1
				参考事項		○																○							3
				施設の所在地		○							○														○		3
				開始届出年月日		○																							1
				既変更届出年月日		○																							1
				財産の処分方法（廃止する場合）		○																							1
				当該事業の用に供する施設の名称		○	○	○													○								3
				当該事業の用に供する施設の所在地		○	○	○													○								3
				現在の利用者数		○	○																						1
				代表者の職		○		○												○									2
				電子メール		○			○																				1
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	廃止又は休止の届出	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
					既変更届出年月日	△																							
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
				氏名		○	○		○		○		○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	31
				住所		○	○		○		○	○	○			○	○		○	○				○	○	○	○	○	31
				届出者		○	○	○				○	○			○			○								○	○	16
				設置者		○									○			○		○		○		○					7
				事業経営者		○																							1
				事業者		○			○																				1
				代表者の職		○		○				○																	2
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	○	○		○	△	△	△		○	○		△	○	○			△	△	○	△		27
				市町村長		○								○						○									3
				市区町村		○																							1
				施設の名称		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○		○	○	32
				施設の種類		○	○	○			○		○	○	○				○	○				○				○	19
				施設の所在地		○	○	○			○		○		○	○		○	○	○	○			○			○		23
				電話番号		○			○			○				○													5
				FAX番号		○																							1
				電子メール		○			○																				1
				その他/参考事項		○																○							4
				設置届出年月日		○																							1
				財産の処分方法(廃止する場合)		○									○													○	3
				施設財産の見積額 (補助金を受けた部分の価格を明記すること。)		○									○														1
				現在の利用者数		○	○																						1
				入所者の状況(定員/現員)		○									○														2

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 （小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	休廃止 老人福祉施設																								
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法	条文				1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	廃止又は休止の届出	第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日			○	○	○	○	○		○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
					設置年月日(及び番号)	△																							○		
					既変更年月日	△																							○		
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由			○		○	○	○		○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由			○		○	○	○		○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置			○	○	○	○	○		○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置			○	○	○	○	○		○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○	○	○		○	○					○		○		○	○		○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第五条 第三号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○	○	○		○	○					○		○		○	○		○	○	○	○	○	○
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員			○	○	○	○	○		○	○							○		○		○		○	○			
					減少数	△								○																	
		廃止又は休止の届出	第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員			○	○	○	○	○		○	○							○		○		○		○	○			
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員			○	○	○	○	○		○	○							○		○		○		○	○			
					増加数	△								○																	
		廃止又は休止の届出	第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員																											
				氏名		○		○																○			○	○	○		
				住所		○																							○		
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○												△		△			△				△	○		
				届出内容(種類)		○																									
				届出者		○	○																		○	○				○	
				設置者		○																		○			○	○			
				申請者		○																									○
				市町村・地方独立行政法人の長		○		○			○																				
				代表者の職		○																									
				届出者の職		○																									
				市町村長		○			○	○			○	○	○								○								
				市区町村の名称		○													○		○										
				連絡先電話番号		○		○																							
				施設の名称		○	○	○	○	○	○		○	○	○						○				○	○	○		○	○	
				施設の種類		○		○	○		○		○												○	○	○		○		
				施設の位置(所在地)		○	○	○	○				○								○			○		○	○			○	
				施設の概要		○	○																								○
				経営主体の名称		○	○																								
				入所者の数		○									○						○						○				○
				財産の処分		○									○														○		
				交付金又は補助金の残金額		○									○																
				その他/参考事項		○									○											○					
				施設等の処分方法		○																	○								
				補助金の返還方法		○																	○								
				電子メール		○																									
				施設財産の見積額(補助金を受けた部分の価格を明記すること。)		○																									
				建物の規模構造		○																									
				社会福祉法人代表者		○																									
				補助金の状況		○																									
	有料老人ホーム	廃止又は休止の届出	老人福祉法第二十九条第三項	廃止の旨			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則条文	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	廃止又は休止の届出	第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	
					設置年月日(及び番号)	△		○																○			○	○	
					既変更年月日	△																							
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第五条 第三号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員					○		○	○	○		○	○			○		○					○		○	
					減少数	△																							
		廃止又は休止の届出	第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員					○		○	○	○		○	○			○		○					○		○	
		廃止又は休止の届出	第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員					○		○	○	○		○	○			○		○					○		○	
					増加数	△																							
		廃止又は休止の届出	第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員																									
				氏名		○			○		○	○																○	9
				住所		○			○		○								○									○	5
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○		○					○			△		○						△		7
				届出内容(種類)		○							○						○							○			3
				届出者		○		○				○				○											○	○	9
				設置者		○			○										○			○							6
				申請者		○																							1
				市町村・地方独立行政法人の長		○																							2
				代表者の職		○		○																			○		2
				届出者の職		○						○																	1
				市町村長		○	○						○	○			○			○				○	○	○			14
				市区町村の名称		○																					○		3
				連絡先電話番号		○			○			○				○													4
				施設の名称		○	○	○			○	○	○		○	○	○		○	○	○			○		○	○	○	29
				施設の種類		○	○				○		○		○		○			○				○		○		○	17
				施設の位置(所在地)		○	○	○			○		○		○	○			○	○	○			○			○		20
				施設の概要		○																							2
				経営主体の名称		○																					○		2
				入所者の数		○						○	○		○	○								○		○			10
				財産の処分		○									○									○					4
				交付金又は補助金の残金額		○																							1
				その他/参考事項		○																○							3
				施設等の処分方法		○											○												2
				補助金の返還方法		○																							1
				電子メール		○			○																				1
				施設財産の見積額(補助金を受けた部分の価格を明記すること。)		○									○		○												2
				建物の規模構造		○																		○			○		2
				社会福祉法人代表者		○									○														1
				補助金の状況		○																		○					1
	有料老人ホーム	廃止又は休止の届出	老人福祉法第二十九条第三項	廃止の旨			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則	都道府県の独自項目（大分類） 老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	都道府県の独自項目フラグ ○：大分類追加 △：小分類分割	休廃止																							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法	条文				老人福祉施設																							
							1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
				施設の名称		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
				施設の所在地		○	○	○	○	○			○		○	○		○		○	○		○			○	○		○	○	○
				施設の種類		○												○													
				届出者		○	○													○	○	○				○				○	○
				設置者		○				○	○	○	○	○			○										○				
				事業者		○																									
				住所		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○		○
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	△	○	△	○		○	○	○		○	○	○	○	△	○	△		○			○	○		
				氏名		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○
				代表者の職		○																									
				市町村長		○									○																
				廃止（休止）年月日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				休止の予定期間		○			○	○		○	○	○		○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	
				入居者に対する措置		○	○					○	○	○		○		○		○	○	○	○			○		○	○	○	○
				備考(その他/参考事項)		○	○	○	○						○		○		○	○						○					
				契約金等の処置		○								○																	
				廃止（休止）後の措置		○			○								○		○												
				入居者数		○										○		○													
				設置年月日(及び番号)		○																	○						○		
				既変更届出年月日		○																							○		
				休止又は廃止		○																				○					
				電話番号		○																									
				財産の処分方法		○																							○		
				届出の内容		○																									
	軽費老人ホーム	廃止又は休止の届出	社会福祉法第六十四条	廃止の旨			○		○	○	○		○						○				○	○			○	○		○	○
				住所		○	○		○		○		○														○				
				氏名		○	○		○	○	○		○											○			○	○			
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○		○		○						○				○									
				設置者		○		○		○			○											○			○				
				届出者		○					○																	○		○	○
				代表者の職		○		○																							
				施設の名称		○	○	○	○	○	○		○														○			○	○
				施設の所在地		○	○	○	○	○			○														○			○	○
				施設の種類		○		○																							
				廃止した(予定)年月日		○	○	○	○	○	○		○						○				○	○			○	○		○	○
				廃止後の措置		○	○																					○			
				現に入所している者に対する措置		○		○	○	○	○		○						○				○	○			○			○	○
				設置主体		○			○																		○				○
				経営主体		○			○																		○				○
				事業開始年月日		○	○																								
				施設設置の許可番号及び年月日		○																					○				○
				市町村長		○																									
				市区町村		○													○												
				社会福祉法人の理事長		○																									
				電子メール		○																									
				電話番号		○																									
				入所定員		○																									
				残余財産(資産)の処分方法		○																									
				施設財産の見積額		○																									
				参考事項/その他		○																	○					○			
	老人福祉センター	廃止又は休止の届出	社会福祉法第六十九条第二項	廃止の旨			○		○	○	○		○						○					○			○	○			○
				住所		○	○		○		○		○														○				○
				氏名		○	○		○	○	○		○											○			○	○			○
				設置者		○				○			○											○			○				
				届出者		○					○																	○			○
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○			○		○		○						○													
				施設の名称		○	○		○	○	○		○														○				○
				施設の所在地		○	○		○	○			○														○				○
				施設の種類		○																									
				廃止した(予定)年月日		○	○		○	○	○		○						○					○			○	○			○
				現に入所している者に対する措置		○													○												
				廃止後の措置		○	○		○																			○			
				代表者の職		○																									
				廃止の事項		○					○																				
				その他/参考事項		○																						○			
				市区町村		○													○												
				市町村長		○																									
				社会福祉法人の理事長		○																									
				事業開始届出年月日		○																									
				事業の種類及び内容		○																									
				経営者の名称及び主たる事務所の所在地		○																									
				財産の処分方法		○																									

サービス種類		種別	老人福祉法施行規則	都道府県の独自項目（大分類）		都道府県の独自項目フラグ																						
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法	条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目（小分類）	○：大分類追加 △：小分類分割	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	独自項目の合計
				施設の名称		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	37
				施設の所在地		○	○	○			○		○		○	○			○	○	○			○	○	○	○		29
				施設の種類		○					○																		2
				届出者		○		○				○	○			○											○		12
				設置者		○	○							○	○			○	○	○		○		○				○	16
				事業者		○																			○				1
				住所		○	○				○	○	○		○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	33
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	○	○			○	△	○	△		○	○		○	○	○			△		○	△	△	24
				氏名		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	37
				代表者の職		○		○																					1
				市町村長		○														○									2
				廃止（休止）年月日		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	44
				休止の予定期間		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	34
				入居者に対する措置		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	33
				備考(その他/参考事項)		○																○		○		○			11
				契約金等の処置		○																							1
				廃止（休止）後の措置		○																							3
				入居者数		○																							2
				設置年月日(及び番号)		○	○	○																				○	5
				既変更届出年月日		○																							1
				休止又は廃止		○																							1
				電話番号		○						○				○													2
				財産の処分方法		○																						○	2
				届出の内容		○																				○			1
	軽費老人ホーム	廃止又は休止の届出	社会福祉法第六十四条	廃止の旨			○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	
				住所		○			○		○				○		○		○	○	○			○		○		○	15
				氏名		○			○		○			○	○		○			○	○			○		○		○	18
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○		○	○	△	○			△	△		○		△	○	△			△		○			12
				設置者		○	○		○					○				○	○	○		○		○					13
				届出者		○		○																				○	6
				代表者の職		○		○																					2
				施設の名称		○	○	○	○	○	○				○		○		○	○	○			○		○		○	22
				施設の所在地		○	○	○	○	○	○				○				○	○	○			○		○			19
				施設の種類		○	○			○	○				○					○	○			○					8
				廃止した(予定)年月日		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	29
				廃止後の措置		○																							2
				現に入所している者に対する措置		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	27
				設置主体		○																							3
				経営主体		○																							3
				事業開始年月日		○									○						○								3
				施設設置の許可番号及び年月日		○	○	○									○											○	6
				市町村長		○	○													○						○			3
				市区町村		○																							1
				社会福祉法人の理事長		○	○																						1
				電子メール		○			○																				1
				電話番号		○			○	○																			2
				入所定員		○				○																			1
				残余財産(資産)の処分方法		○									○		○				○			○				○	5
				施設財産の見積額		○											○												1
				参考事項/その他		○																○		○					4
	老人福祉センター	廃止又は休止の届出	社会福祉法第六十九条第二項	廃止の旨			○				○			○			○		○	○		○				○		○	
				住所		○	○				○			○						○					○	○		○	13
				氏名		○	○				○			○			○		○	○					○			○	17
				設置者		○								○					○	○		○							8
				届出者		○																						○	4
				法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		○	△				○			△						○					△	△			6
				施設の名称		○	○				○			○						○						○			12
				施設の所在地		○	○				○			○						○						○			11
				施設の種類		○					○									○						○			3
				廃止した(予定)年月日		○	○				○			○			○		○	○		○			○	○		○	20
				現に入所している者に対する措置		○					○									○									3
				廃止後の措置		○																							3
				代表者の職		○																							0
				廃止の事項		○																							1
				その他/参考事項		○																○							2
				市区町村		○																							1
				市町村長		○	○													○									2
				社会福祉法人の理事長		○	○																						1
				事業開始届出年月日		○	○							○															2
				事業の種類及び内容		○											○												1
				経営者の名称及び主たる事務所の所在地		○											○		○										2
				財産の処分方法		○																				○			1